

下関市立歴史博物館

研究紀要

第3号

研究

岡 松 仁 長門長福寺および塔頭潮音院について……………1

資料紹介

松 田 和 也 「三吉家譜 全」について……………23

2024

下関市立歴史博物館

研究

長門長福寺および塔頭潮音院について

岡松 仁

はじめに

下関市長府川端に所在する曹洞宗寺院功山寺は、鎌倉時代末期に創建された臨濟宗寺院長福寺を前身とする。長福寺のたどった歴史やその住持が果たした役割などについては、前田博司氏や伊藤幸司氏による研究があるが(1)、特に十六世紀の大内氏滅亡後の長福寺の変遷については再検討の余地がある。また、長福寺は多くの塔頭寺院を抱えており、その関係資料が伝存しているものの、長福寺と比較すると塔頭寺院については十分な検討がなされていない(2)。

そこで、本稿では、先行研究や近年の調査で得られた知見をふまえて、長福寺の歴史について整理しつつ、特に十六世紀後半の変遷に改めて考察を加える。さらに、長福寺の塔頭について可能な限り検討するとともに、塔頭のなかでも比較的関係資料が多く遺されている潮音院に関して、若干の考察を行うこととする。

1. 長福寺の変遷

まず、長福寺の変遷について、先行研究の成果に拠りつつ検討する。

長福寺創建の経緯については、明の景泰五年(一四五四)、同国の円通寺住持であった南浦如幻が、遣明船で渡海した長福寺僧の求めに応じて記した長福寺開山虚庵玄寂(寂空)の伝記「金山長福禅寺開山虚庵和尚行録」(以下「行録」)に記されている(3)。

「行録」によれば、虚庵は宇多源氏佐々木氏で、伊勢国安濃郡に生まれ、円爾(弁円、聖一国師)の法嗣である痴兀大恵(仏通国師)に師事した。師のもとを離れ、遊方中に長門国府に滞在した虚庵は、時の守護(「州刺史」)である「尾州専司円公」の崇敬を受け、その求めによつて長福寺の開山となったという。「行録」中には創建年に関する記述はないが、十七世紀末頃の成立と推定される「長門府金山功山禅寺略記」(以下「略記」)などで言及されており(4)、江戸時代には、鎌倉時代末期の嘉暦二年(一三二七)の創建と伝わっていたようである。なお、長福寺は山号を金山といい、これは「行録」のほか、長福寺八世の正山一需に対して書かれた「需正山住金山長福江湖疏」などでも確認できる(5)。

また、功山寺の国宝仏殿は、長福寺時代から引き継がれたものであるが、昭和五十九(一九八四)に実施された修理工事にあたり、内陣の柱に「此堂元応二年(一三二〇)卯月五立柱立」という墨書が発見された(6)。このことから、少なくとも仏殿の建立は、嘉暦二年以前にさかのぼるようである。

長福寺の開基については、「略記」などに「開基陶尾張守田公」とあり、江戸時代中々後期には、南北朝～戦国時代に長門国を統治した大内氏の重臣陶氏が開基と考えられていたことがわかる。これは、「行録」の「尾州専司田公」を陶氏に比定したためと思われるが(7)、大内氏の長門進出は南北朝時代であり、陶氏では年代が合わないことから、陶氏という説は成り立たない。

そこで、「略記」以外の資料を見ると、功山寺に伝わる寛永十六年(一六三九)の仏殿再興時の棟札には、仏殿を建てた人物として、鎌倉幕府最後の長門守護である金沢時直の名が見える。また、天保四年(一八三三)に中村徳益〔美カ〕が著した「金山旧記考」では、「尾州専司田公」を時直の前任の守護である北条時仲に比定する(8)。長門国では、モンゴルの襲来に対する防備の強化の一環として、建治元年(一二七五)十一月頃に北条宗頼が長門守護となって以降、北条一門が長門守護を独占しているため(9)、北条氏を開基と考えることは妥当であろう。なお、江戸時代の記録から、功山寺には、創建当初の長福寺と北条氏の関わりがうかがわれる遺物が伝わっていたことが知られる(10)。

開基として名前があがっている北条時仲は、正和四年(一二一五)頃に長門守護であったものの、元応元年(一二一九)を最後に守護としての活動が見えなくなり、間もなく没したようで、元亨三年(一二三三)までには、金沢時直が後任の長門守護として活動を開始している(11)。

この守護の在職期間を考慮すると、「略記」などで創建年とされる嘉暦二年当時の長門守護は時直に特定されるが、仏殿柱立の元応二年当時は、時仲の活動が見えなくなった後で、かつ時直の活動初見よりも前にあったため、時仲と時直のいずれが守護であるか特定することはできない。

前田博司氏は、寺伝や仏殿柱の墨書、長門守護の在職徴証や受領名の変遷などをふまえて、寺伝で嘉暦二年の創建とあるのは仏殿の落成年を示すもので、実際の寺の草創はそれより一〇年程度さかのぼるといふ推論を述べている。すなわち、北条時仲が長門守護であり、かつ尾張守を名乗っていた正和四年(一二一五)頃以降に長福寺が創建されたが、創建後も造営事業は継続し、守護の交替を挟みながら、元応二年に仏殿の柱立があり、嘉暦二年に仏殿が落成したと考えるのである(12)。

すでに柱立を終えた仏殿の完成に、さらに七年を要したとする点には疑問が残るものの、長門守護自身が開基となって推進した造営事業は大規模なものであったと推察されるし、守護の交替などに起因して事業が中断した可能性は否定できない。したがって、長福寺の創建の経緯は概ね前田氏の推論のとおりで、途中守護の交替にともない、北条時仲から後任の金沢時直に事業が引き継がれ、嘉暦二年頃に完了したものと考えるておきたい。

北条氏による強力な外護のもと創建された長福寺であったが、間もなく鎌倉幕府が滅亡し、最大の支援者であった北条氏を失ってしまう。し

かしながら、後醍醐天皇や足利尊氏などの保護を受けることに成功し（13）、情勢が目まぐるしく変化するなかでも、存続することになった。

なお、長福寺は観応二年（一三五二）七月一日付で足利直冬によって諸山に列せられているが（14）、この頃室町幕府は足利尊氏・高師直方と足利直義派が対立する、所謂観応の擾乱のさなかにあった。九州にあつて養父直義方として活動していた直冬は、この年の二月に直義が中央で実権を掌握したことを受け、翌月に鎮西探題となつてゐるが、七月末には直義が京都から北陸に落ちており、九月には尊氏から直冬追討令が出されるなど、情勢は目まぐるしく移り変わつてゐる。そのため、長福寺に対する直冬の措置の実効性については、はつきりしない。ただし、十五世紀には、長門守護大内氏が住持を吹嘘し、室町殿が公帖を出していることが確認されるため（15）、五山制度に組み込まれていたことは確かである。

長福寺の歴代住持については、開山の虚庵玄寂以来、臨濟宗聖一派の禅僧が務めていたと推定されている。聖一派は、強いネットワークをもつと同時に、対外外交におけるノウハウを蓄積していたことで知られる。伊藤幸司氏は、大内氏時代の長福寺が、臨濟宗聖一派が住持を相承する度弟院の寺院として同派のネットワークに組み込まれ、永正年間には、長福寺住持の綱初玄續が大内氏の朝鮮宛て国書を起草するなど、同氏の対外外交を担つたことを指摘している（16）。

大内氏時代は重んぜられた長福寺であつたが、同氏の滅亡によって、寺勢に衰えが見え始めたといわれる。たとえば、永祿末年に北部九州をめぐる毛利氏と大友氏の戦いが激化し、永祿十二年（一五六九）に毛利元就・輝元が長府に滞在した際、元就は当初長福寺に着陣し、のちにその塔頭潮音院に移つたと伝わるが（17）、前田博司氏は、元就が長福寺から転陣していることをふまえ、同寺に陣を置くことが困難であつた可能性を指摘している。また、前田氏は、大内氏治世の後期の長福寺は、正式な住持の任命がなく、塔頭の首座たちによつて寺が維持されており、大内氏の滅亡後もしばらくは従来の体制が認められていたと推定している（18）。

前田氏は、たとえば次のような文書を根拠として、正式な住持の任命がなかったと考へているようである。

【史料①】毛利隆元安堵状（19）

長門国府潮音院・同所潮音軒・同国阿川別府潮音寺阿内光明寺等之事、任先例、執務領掌不可有相違之状如件、

弘治三年八月十一日

（毛利隆元）
備中守（花押）

当寺住持

前田氏は、この文書で宛所が「当寺住持」とされ、長福寺の住持について具体的な名を挙げていないところから、住持の存在を疑問視している。しかしながら、宛所に具体的な名前を書かず、「当寺住持」などとす

る文書は、これ以前から確認できる(20)。したがって、これらの文書をもって、長福寺に正式な住持の任命がなく、塔頭の首座たちによって長福寺が維持されたとはいえない(21)。

大内氏滅亡後の長福寺の動向については資料が少なく、詳細については不明であるが、天正年間に毛利領国で行われた惣国検地の成果が反映された「八箇国御時代分限帳」を見ると、長福寺の名前を確認できる(22)。しかし、長門国内の寺領はごく僅かであり、寺領の大半は安芸国に認められる。前田博司氏は、「略記」に「芸之安国寺以其同門奪寺産掠什物」と見えることや、次に示す『防長寺社由来』の記述から、長福寺の寺産什物や寺号が移動していたことや、そうした行為に毛利氏が重用した禅僧安国寺恵瓊(瑤甫恵瓊)の属する竺雲恵心(仏智大照国師)の一門が関与していたことを指摘している(23)。

【史料②】「天樹院由緒書」(24)
(前略)

一元禄七年御國中寺社御改の節付落シ公儀え書出不仕候当院抱の寺号

海石山長福寺^(右)

同寺塔頭 正福寺

大樹庵

一本尊釈迦如来 但、作不分明

一開山虚庵和尚 諱不分明

一中興真溪和尚 諱円侃

一中興二世言如和尚 諱円遵

什書

一天樹院様御一行写^(毛利輝元)

府中長福之事、任円侃和尚与奪之旨令裁許畢、修造勤行不可有怠慢者也、仍而一行如件、

文禄参年三月廿五日

御判^(毛利輝元)

恵遵首座

一円侃和尚讓状の写

府中長福寺之儀并二正福寺・大樹庵之儀、对其方令与奪候、以此旨長久二可被相拘事肝要候、公儀江之儀、元嘉江此等之趣具二可被申^(佐世)埋候、為後証如件、

文禄三年

三月十二日

円侃 在判

遵首座

(後略)

(校訂注「」及び傍線は筆者)

ここに引用された真溪円侃の讓状によれば、「府中長福寺」が塔頭とともに真溪から言如円遵(恵遵)に讓与されている。開山が「虚庵和尚」

となっていることなどから、この「府中長福寺」が、長門府中の長福寺を指すことは明らかである。真溪円侃は、安国寺恵瓊と同じく竺雲恵心の法嗣にあたり、天正七年（一五七九）に示寂した竺雲の跡を継ぎ、竺雲を開山として毛利氏の本拠である安芸国吉田郡山城内に創建されていた毛利隆元菩提寺常栄寺の二世住持となった。また、言如も竺雲恵心の法嗣にあたり、江戸時代には萩の平安寺や京都の南禅寺の住持を務め、毛利輝元菩提寺天樹院の開山となった禅僧である。

この譲状から、長福寺が常栄寺の真溪の管轄下にあり、それが言如に譲られたことがわかる。なお、長福寺が常栄寺に属していたことは、別の文書でも確認することができる（25）。

長福寺が常栄寺の真溪の管轄下に入った詳細な経緯は不明であり、前田氏も言及していない。しかし、次の文書から、長福寺が常栄寺に属する以前、毛利輝元が、生母内藤氏（妙寿寺殿仁英寿公大姉）の菩提寺で、常栄寺と同じく吉田郡山城内に開かれた妙寿寺住持の月臨周泉に対し、長福寺を預けていることが確認できる（26）。

【史料③】毛利輝元書状案（27）

長府之長福寺之事、預ケ進之候、然者本寺領百五石之儀、半濟等令免許候、勿論公役有間敷候、末寺以下無相違可被仰付候、恐々謹言、

十一月十四日

輝元（毛利）

妙寿寺（月臨周泉）

足下

月臨は、毛利元就や小早川隆景の崇敬を受けた嘯岳鼎虎の法系に属し、嘯岳の法嗣済蔭玄宏（周宏）に師事した禅僧で、妙寿寺ののち、天龍寺や南禅寺の住持となっている（28）。また、法嗣に足利義昭によって景徳寺や臨川寺の公帖を発給された昕英周旭がいる（29）。月臨については、吉川元春、小早川隆景、福原貞俊が家中法度の遵奉を毛利輝元に誓う際に取り次いでおり、隆景が月臨を介して輝元を諫めようとするなど（30）、輝元の側近的な立場にあったようである。

妙寿寺の創建年は不明であるが、輝元生母内藤氏が元龜三年（一五七二）九月晦日に没しているため、これ以降である可能性が高い。したがって、長福寺が妙寿寺に預けられたのは、元龜三年以降ということになる（31）。

月臨ののち、妙寿寺は惟松円融（恵融）が住持となった。惟松は竺雲恵心の法嗣であり、兄弟弟子の真溪円侃の跡を継いで常栄寺三世となる。月臨は、天正十六〜十七年（一五八八〜八九）頃まで活動していた形跡があり（32）、天正十六年六月には「妙寿寺融西堂」と見え、惟松が妙寿寺を冠して呼ばれているので（33）、この頃代替わりしたようである。月臨と惟松の関係はよくわからないものの、以上のことから考えて、長福寺は、まず妙寿寺の住持であった月臨に預けられ、のちに惟松が妙寿寺の住持となったことで、竺雲門下の管轄になったようである。

以上のように、長福寺は、大内氏の滅亡後にいったん妙寿寺に預けられ、さらに竺雲恵心一派の管轄下に入って真溪円侃から言如円遵に譲与されて、江戸時代には天樹院抱えの寺号としてその名を遺すことになる。その一方で、関ヶ原の合戦後、長門国豊浦郡一帯を得た毛利秀元が長府に入部すると、秀元は長福寺の旧跡に、その山号を継承した寺院を再興し、父毛利元清の菩提寺とした。この時、寺号は元清の法名笑山常快によつて笑山寺と改められて金山笑山寺が誕生し、宗派は臨済宗から曹洞宗へと改められている(34)。

毛利秀元の死後、その跡を継いだ長府藩二代藩主光広は、金山笑山寺を秀元の菩提寺とし、秀元の法名功山玄誉に因んで寺号を改め、金山功山寺が成立した。このとき、元清の位牌は長府の妙寿寺に移され、蓬萊山笑山寺が成立している(35)。

また、長福寺の旧蔵文書や什物は、長福寺の直接の後身にあたる功山寺や江戸時代に寺号を抱えた天樹院に加え、長府に所在した天台宗寺院極楽寺の後身で、毛利元就菩提寺として創建された臨済宗寺院日頼寺に伝来している(36)。これらの文書や什物の個別の伝来経緯については不明であるが、長福寺が預けられ、塔頭の在り方が変化していくなかで、分散していったのであろう。

最後に、長福寺の寺領とその証書類についてまとめておきたい。長福寺の寺領としては、「行録」に足利尊氏が「小月村」を寄進したことが記

されるほか、豊浦郡引地に寺領があったことが知られている(37)。これに加え、「正任記」によれば、豊前国田川郡位登荘・池尻荘も寺領であったという(38)。長福寺は、このほかにも多くの寺領があったものと推定されるが、「八箇国御時代分限帳」に見える長福寺領のうち、長門国内には豊西郡で二石しか計上されていないから(39)、寺領の大半は天正末年までに失われてしまったようである。また、後述するように、現在長福寺の塔頭領に関する文書は日頼寺に伝わっているが、本寺領に関する文書は伝わっていない。そのため、長福寺の旧蔵文書が、ある時期に本寺に関わるものと塔頭に関わるものに分かれていることがうかがわれる。

2. 長福寺の塔頭

鎌倉時代末期の創建以来、寺勢盛んであった長福寺には、多くの塔頭が存在した。中世時点で存在が確認できるものには、大通庵、光明寺真如庵(真如院)、潮音寺、潮音軒、禅修院、潮音院があり、このほか正統軒、一得軒、智杖寺なども塔頭であった可能性がある。なお、『防長寺社由来』によれば、毛利氏時代には天樹院抱えの長福寺の塔頭として、正福寺、大樹庵という寺院が存在したと伝わるが(40)、詳細は不明である。以下、本項では長福寺の各塔頭について、その概要をまとめる。

大通庵

大通庵は、長福寺開山である虚庵玄寂(寂空)が葬られた場

所で(41)、功山寺が所蔵する「功山寺塔司縁起」(以下「縁起」)によれば、現在の国宝仏殿の背後に所在したと伝わる(42)。虚庵は元徳元年(一二三九)七月二十九日に示寂していることから(43)、この頃成立したものと思われる。永享二年(一四三〇)四月二十八日、長福寺潮音軒の敷地について、正長二年(一四二八)六月五日の大通庵塔主の契約の旨に任せて禅菌都寺に安堵されていることが確認できるため(44)、少なくとも十五世紀前半までは存続していたとみられる。しかし、その後については関係資料を欠いており、「八箇国御時代分限帳」にも見えないことから、天正末年までには廃絶していたようである。開山塔であることから、塔主(住持)は虚庵と同じく聖一派の禅僧が務めたものと推定される。

光明寺真如庵(真如院) 光明寺真如庵(真如院)は、長門国阿内村にあり、応永七年(一四〇〇)四月十一日を初見とする(45)。長福寺の塔頭のなかでは、比較的早い時期から確認でき、初見時には、単に「真如庵」とされていたが、十五世紀後期の文書には「光明寺」と書かれおり(46)、十五世紀末期以降は「光明寺真如院」とも記されるようになった(47)。その後、永禄十年(一五六七)までは確認できるものの(48)、『八箇国御時代分限帳』には見えず、天正末年までには廃絶していたようである。

潮音寺 潮音寺は、長門国阿川別府に所在した塔頭で、応永二十四年

七月十六日を初見とし、大内氏の祈願所となっていた(49)。潮音寺は、光明寺真如庵(真如院)と同じく永禄十年(一五六七)(50)を最後に資料上確認できず、これ以降に廃絶したようである。

潮音軒 潮音軒は、長福寺内にあり、永享二年四月二十八日を初見とする(51)。前述の大通庵塔主との契約をふまえると、現在の功山寺仏殿の背後に存在した大通庵にほど近い場所に建てられたものと推定される。潮音軒も、光明寺や潮音寺と同様、永禄十年(一五六七)を最後に資料上確認できなくなり(52)、間もなく廃絶したものとと思われる。

禅修院 禅修院は、長福寺内の「開山塔」すなわち大通庵の上に所在した塔頭で(53)、永享十一年(一四三九)頃に開堂が祝われていることから(54)、この頃に成立したようである。大内政弘の側近であった相良正任の日記「正任記」によれば、「同所(長府谷―筆者注)禅修院」の通厚首座が巻数を進上している(55)。その後、禅修院は資料で確認できない。

潮音院 潮音院は、宝永七年(一七一〇)成立の『豊府志略』によれば、長府亀の甲に所在したと伝わり(56)、享徳二年(一四五三)二月二十五日を初見とするが(57)、以下の理由により、成立は初見から十数年さかのぼるようである。かつて長府には、長福寺に隣接して文保元年(一一三二)、真言宗狗留孫山護国院観世音寺の祈願所(別院)として開かれたと伝わる霊峯山普門院修禅寺という寺院があった(58)。享徳二

年五月、潮音院と修禪寺が争った山野境に関して大内氏の裁定が下っているが、このなかで大内持世の「御判」が出されていたことがわかる(59)。したがって、潮音院は持世の生前に成立していたことが明らかのため、少なくとも持世が嘉吉の変に巻き込まれて没する嘉吉二年(一四四二)までには成立していたことになる。潮音院は、十六世紀末までは存続しており、十七世紀初頭に長府藩初代藩主毛利秀元によって、秀元の母の菩提寺として再興され、現在の笑山寺へと繋がっていくことになる。このほか、潮音院については、次項で詳述する。

正統軒 正統軒は、「正任記」に「長府谷正統軒」の玄範西堂の巻数進上の記事が見える(60)。「谷」は「やつ」と読み、長福寺は「谷の長福寺」などと呼ばれており、長福寺の周辺を谷と呼んでいたことが確認できるため、御菌生翁甫は、正統軒を長福寺か、あるいは同寺の隣にあった修禪寺の塔頭と推定している(61)。なお、同日に巻数を進上している「同所(長府谷―筆者注) 禅修院」(62)は、先に述べたとおり長福寺の塔頭であることが明らかなので、正統軒も長福寺の塔頭である可能性が高いのではないだろうか。

一得軒 一得軒は、十六世紀中葉に確認される塔頭で、禅超首座が長門国府一得軒・同国豊田郡阿川別府潮音寺の住持職に補任されている(63)。禅超は、大内氏滅亡後に毛利氏から長門国府潮音院・同所潮音軒・同国阿川別府潮音寺ならびに阿内光明寺などを安堵されており(64)、

長福寺の塔頭群を管掌していたことがわかるため、一得軒も長福寺の塔頭の可能性がある。ただし、後述するように、潮音院主であった怨仙が一得斎と名乗っていた形跡があるため、厳密にいえば一得軒は長福寺ではなく、潮音院に付属したとも考えられる。一得軒については、これ以上の資料を欠くため、ここでは以上のことを指摘するに留めておく。

智杖寺 智杖寺は「縁起」に見え、功山寺の総門南側にあった塔頭江雪庵の上に位置したが、「縁起」が書かれた時点では廃絶していた。智杖寺の成立について、中世資料で裏付けることはできないが、「八箇国御時代分限帳」を見ると、豊西郡に寺領二石をもつ「知浄寺」があり、これが「縁起」に見える智杖寺を指す可能性があるため、一応ここで紹介しておく。

また、本項冒頭で述べたように、江戸時代には長福寺の塔頭として、正福寺、大樹庵という寺院が存在したとされるが、「八箇国御時代分限帳」には見えず、詳細は不明である。

「縁起」には、これ以外にも塔頭の古跡が紹介されているが、成立が中世にさかのぼるかどうかは不明で、長福寺が功山寺となって以降に成立した可能性があるため、ひとまず以上の寺院を紹介しておく(65)。

長福寺の塔頭については、長福寺の創建以来、鎌倉時代末期～戦国時代にかけて成立しているが、特に十五世紀初頭頃には、十六世紀中葉まで存続する塔頭群が誕生していたようである。また、これらの塔頭群の

ほとんどは、天正末年頃には、潮音院を除いて廃絶したと推定される。

3. 長福寺塔頭潮音院について

長福寺の塔頭のうち、十六世紀末まで存続していたことがほとんど唯一明確なものが、潮音院である。先に述べたように、潮音院の資料上の初見は享徳二年（一四五三）であるが、少なくとも嘉吉二年（一四四二）までには成立していた。潮音院は、山号を蓬萊山といったようで、その名は後身である長府の笑山寺に引き継がれている（66）。また、潮音院は長府亀の甲に所在したといわれ（67）、文明八年（一四七六）六月二十七日付の大内政弘安堵状で「長門国府潮音院」について「在長福寺外」という割注が付されていることから、潮音院が長門国府内、かつ長福寺の外に所在したことが裏付けられる（68）。

潮音院については、江戸時代初期に寺号に加えて宗派も改められ、伝来文書が移動したことが知られる。現在、潮音院の旧蔵文書は、長府の日頼寺に伝わるほか、江戸時代に長府藩主毛利家が作成した手鑑などに分散して収録されている（69）。これらの文書は、本来であれば潮音院について検討する際に基礎に据えるべきものであるが、現在は潮音院旧蔵文書と長福寺やその塔頭の旧蔵文書が混在した状態にある。たとえば、現在日頼寺には、長福寺の塔頭などの住持職の補任や寺領の安堵などに関わる大内氏歴代の発給文書の案文を貼り継ぎ、天文二十一年（一五五

二）に大内晴英（義長）が証判を加えたものが伝わっている（70）。この案文のなかには、現在日頼寺に正文が伝来しているものも含まれているが（71）、晴英の証判には「右代々証判物事、本寺重書也、仍末寺領等為令無相違」とあって、正文は「本寺」すなわち長福寺の「重書」であったことがわかる。したがって、少なくとも晴英が案文に証判を加えた天文二十一年当時、正文は長福寺が所蔵しており、それとは別に案文を作成して貼り継ぎ、塔頭（末寺）領について晴英の証判を求めたことになる。現在日頼寺に伝わる文書には、宛所から明らかに潮音院に送られたものも含まれていることから（72）、現在は、長福寺旧蔵文書と潮音院旧蔵文書が混在した状態で日頼寺に伝来していることが明らかである（73）。

そうした文書の伝来状況に注意しつつ、文書から潮音院についてわかることを述べると、まず、十五世紀中葉に、潮音院が修禪寺と「山野境目」について相論に及び、係争地が潮音院に安堵されていることが知られる（74）。この係争地については、幡生存忠が潮音院に寄進した土地であり、杉備前入道を通じて大内持世が寺領として承認していた（75）。また、大内氏当主に対して、在洛や帰国など、さまざまな機会に巻教や抹茶・菓子などを贈っていたほか（76）、大内氏重臣の陶興房の在陣に際して巻教などを送っていることも確認できる（77）。

大内氏時代の潮音院領については不詳であるが、毛利氏時代の天正十

六年（一五八八）、毛利輝元は潮音院の禅勝首座に同院領として五二石余を打ち渡しており（78）、「八箇国御時代分限帳」には潮音院領として三二石余が計上されている（79）。

古文書のほか、現在も日頼寺に伝存する資料のなかに、板絵として描かれた六枚の頂相【写真①～⑥】が存在する。これらは、住持像を含む潮音院関係資料と推定され、「板絵著色潮音院住持等像」として、下関の指定有形文化財（絵画）となっている（令和二年二月二十五日指定）。このうち【写真⑥】については、両面ともに頂相が描かれるのみであるが、他の五枚には賛文や裏書がある。現在賛文や裏書には肉眼では確認できない箇所があるが、幸いに『山口県史 史料編 中世4』で活字化されているので、これを手がかりに考察を続けたい。

【史料④】大同和尚頂相賛（80）

公諱可円、別称大同、南院之孫・鏡空之子也、少壯遊叢林、暮年帰（規庵祖円）隱仙里、開山称見龍、創寺号自住、緇素伏其德、行年七十九、至徳丁卯（四世）閏五月二十一日、示滅於本山、辞世以偈、々曰、生死去来、是什麼物、諸仏凡夫、々々諸仏、其徒図肖像、以請賛於退耕老衲、仍加其偈以言、生死去来、葉落花開、是什麼物、本無一物、諸仏凡夫、非智非愚、凡夫諸仏、且莫倉卒、百年未滿、二丁一閻浮、多滅（極）又少出、莫言一去無行蹤、千古龍山高突兀、

前南禅 見性海（性海靈見）

（英書）「永正三丙寅七月十五日 院主恕仙置旃

大同和尚肖像

画師禅惠書記」

まず、もつとも古い年次をもつ大同和尚頂相【写真①】の賛文【史料④】を見ると、「南院（規庵祖円）之孫・鏡空（鏡空浄心）之子也」とあることから、大同可円は、臨済宗仏光派に属し、南禅寺の住持を務めた規庵祖円（南院国師）の孫弟子であり、規庵の法嗣である鏡空浄心（広智明覚禅師）に師事したことがわかる（81）。また、大同は、若い時に禅寺で遊学したのちに帰郷し、「見龍」と称する寺を開いて住し、至徳四年（一三八七）閏五月二十一日に示寂したという。さらに、最後に「前南禅 見性海（性海靈見）」とあることから、賛文は東福寺や南禅寺に住した性海靈見が記していることがわかる。性海靈見は、臨済宗聖一派に属する禅僧で、清拙正澄や虎関師錬に師事して東福寺や南禅寺の住持を務め（82）、板絵頂相と同じく日頼寺に伝わる長福寺開山虚庵玄寂（寂空）の頂相にも着賛している（83）。なお、性海は板絵が納められる百年以上過去の応永三年（一三九六）に示寂していることから、おそらく板絵のもととなる頂相があり、それに拠りながら板絵頂相が制作されたものと推定される。裏書に「院主」恕仙が板絵を納めたことが記されており、大同が潮音院所縁の禅僧であることは間違いないと思われるが、潮音院が、少なくとも嘉吉二年（一四四二）までには成立していたことをふまえると、直接潮音院に関わるといふよりも、大同の法系に連なる

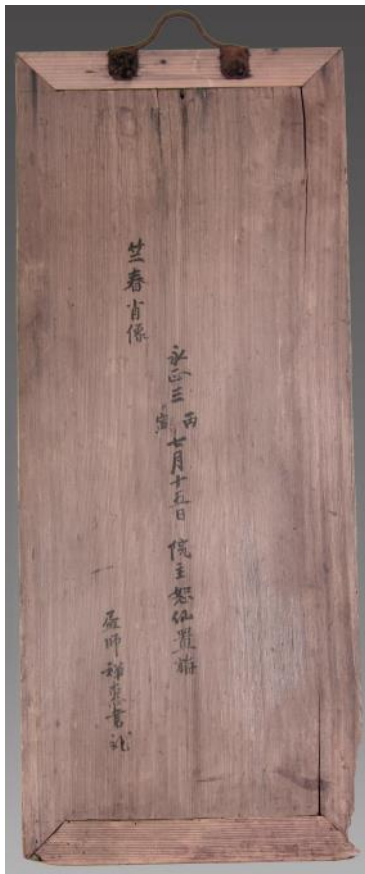


(裏面)



(表面)

【写真①】 大同和尚頂相

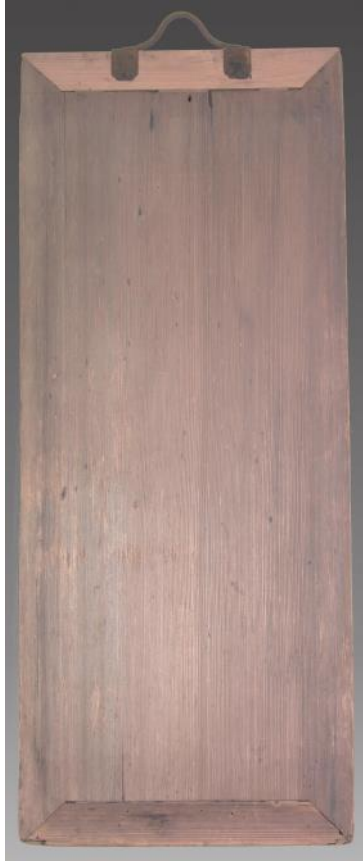


(裏面)



(表面)

【写真②】 竺春禪師頂相



(裏面)



【写真③】 無溪和尚頂相
(表面)



(裏面)



【写真④】 某頂相
(表面)



(裏面)



(表面)

【写真⑤】 恵海和尚頂相



(裏面)



(表面)

【写真⑥】 某頂相

禅僧が潮音院を開いた関係で板絵頂相が制作され、同所に伝わったと考
えた方が妥当かもしれない。

【史料⑤】竺春禅師頂相贊（84）

無住相也非幻質、祇樹風生竺土春、乘竺土春大仙氏、人間来現比丘
身、常樂我淨蘊其德、温良恭儉守其真、垂化為修四摂法、和光暫混
五濁塵、窺鏡空室空尽物、遊大同門同于人、吞得栗棘蓬決旨、跳出
金剛圈絶倫、借位明功摩々帝、打爺報恩爹々親、随处現作宝王刹、
信手運出自家珍、開真如門融法界、動海潮音上要津、教子一經輕百
鎰、發機疆弩挽千鈞、看々這翁本来面、鼻孔依然掛上唇、

右潮音竺春禅師肖像贊、書以応元溪座元之命、永式当常住延奉

云

歲寛正五甲申鬼月下澣日 五芳叟謹誌

一 （裏書） 永正三丙寅七月十五日 院主恕仙置旃

竺春肖像

画師禅惠書記

大同和尚頂相に次いで古い年代の贊文（【史料⑤】）をもつのが、竺春
禅師頂相（【写真②】）である。【史料⑤】に、「窺鏡空（鏡空浄心）室空
尽物、遊大同（大同可円）門同于人」とあることから、竺春は規庵祖円
や鏡空浄心に連なり、大同に師事したことがうかがわれる。竺春の頂相
の贊文は、元溪座元の求めにより、寛正五年（一四六四）に五芳という
人物が記していることがわかるため、大同のものと同様、この板絵頂相

にも、もとなる頂相があったようである。なお、元溪座元や五芳につ
いては詳細不明である。また、「潮音竺春禅師」などと見えることから、
竺春が、長福寺の塔頭で「潮音」を冠する潮音寺、潮音軒、潮音院と関
わりをもっていたことがうかがわれるが、竺春がそれらの寺院に住して
いたことからこのような記述があるのか、竺春示寂後、その居所が「潮
音」を冠する寺院となったのかは不明である。

【史料⑥】無溪和尚頂相贊（85）

宗旨嗣帰雲者、四伝道化鎮、承天者幾年溪翁之椀弁也、潮音四溟雲
孫之蕃衍也、鏡空一天平居長門長府、自出南院南禅、躬称百不知百
不会、直須空無量空無辺、刹々毘盧、幻齡僅閱八十四、塵々兜率、
化身何止億百千、将謂露出本来面目、不妨墮在如許言詮、必惟、真
慈昭鑑、后昆連綿、

前住承天無溪和尚肖像、

其從恕仙首座請贊、

永正二年龍集乙丑孟夏吉辰、

前南禅九々老人了庵書孟價文室、

一 （裏書） 永正三丙寅七月十五日 院主恕仙置旃

画師禅惠書記

贊文の年次で竺春禅師頂相に次ぐのが、無溪和尚頂相（【写真③】）で
ある。【史料⑥】として示した贊文中に「宗旨嗣帰雲（規庵祖円）者」や
「自出南院（規庵祖円）南禅」、あるいは「鏡空（鏡空浄心）一天平居長

門長府」の文言があることから、無溪も大同や竺春と同じく、規庵祖円

や鏡空浄心の法系に連なることや、長府に居住していたことがわかる。

また、「前住承天（承天寺）無溪和尚」の文言から、無溪は筑前国博多承天寺の住持を務めた経験があるようである。さらに、「其従恕仙首座請贊」という文言から、無溪の弟子であった恕仙首座の求めによって、永正二年（一五〇五）に「前南禅九々老人了庵」、すなわち南禅寺の住持を務め、聖一派の禅僧であった了庵桂悟（仏日禅師）が着賛していることがわかる（86）。ここに名前が見える恕仙は、裏書に見える「院主恕仙」と同一人物であろう。なお、板絵頂相が納められたのが永正三年であることから、前掲の二枚の頂相とは異なり、無溪の頂相は当初から板絵の頂相として制作されたのかもしれない。

【史料⑦】某頂相賛（87）



〔裏書〕永正三丙寅七月十五日 院主恕仙置旃

画師禅恵書記

某頂相【写真④】の賛文【史料⑦】は、他の賛文とは異なり、図形に近いもので、あまり情報を得ることはできない。さらに裏書によれば、板絵頂相のうち大同和尚頂相、竺春禅師頂相、無溪和尚頂相に某頂相を加えた四枚は、画師禅恵が描いたものであり、永正三年（一五〇六）七月十五日に「院主」恕仙が納めたという。先に述べたように、像主のうち竺春禅師は、「潮音」を冠する寺院所縁の僧侶であったことがうかがわれるため、恕仙は長福寺の塔頭の一つである潮音院の「院主」であったものと推定される。

【史料⑧】恵海和尚頂相賛（88）

- 亀毛兔角、
- 解了虚空、〔解〕
- 毫釐不礙、〔磨〕
- 栗々蓬々、
- 恵海和尚肖像、
- 孝子禅昇、見需
- 賛於予、弗獲拒
- 辞、援筆書焉、
- 天正七白己卯孟夏中澣、〔四月〕
- 前真如仙岳叟龍竺拝賛、

〔東書〕
「天正七年己卯四月十三日 院主禪昇置施

画師観月」

最後に、恵海和尚頂相【写真⑤】の賛文【史料⑧】を見ると、「恵海和尚肖像、孝子禪昇、見需贊於予」、「前真如仙岳叟龍竺拈贊」の文言から、恵海の弟子である禪昇の求めによって、天正七年（一五七九）孟夏（四月）中澣（中旬）に「真如」と称する寺院（山城国の真如寺カ）の住持を務めた仙岳龍竺という僧侶が着賛していることがわかる。裏書によれば、この板絵頂相は、画師観月が描き、天正七年四月十三日に「院主」禪昇によって納められているため、当初から板絵として制作されたものと推察される。なお、恵海や禪昇、仙岳龍竺については詳細不明であるが、「院主」の文言や他の板絵頂相との類似性から、恕仙と同じく潮音院主と考えられる禪昇については、少し下った時期の潮音院主に禪勝がいるほか（89）、先にふれた禪超など、日頼寺に伝わる長福寺および塔頭関係文書に似た名前の僧侶が多く確認され、関係がうかがわれる。頂相のうち、大同可円頂相、竺春禪師頂相、無溪和尚頂相の三枚には、臨済宗の禅僧である規庵祖円やその法嗣鏡空浄心の名前がある。防長地域では、鎌倉末期の大内氏当主重弘の菩提寺南明山乗福寺が、規庵祖円・蘆峯和尚・鏡空浄心を三代開山として開かれており、南禅寺をめぐる禅僧のネットワークと大内氏のふれ合いが、鎌倉時代末期〜南北朝時代に生じていたという指摘がある（90）。また、規庵らは、先述のとおり臨

済宗仏光派に属する禅僧であるが、頂相に関わって名前の見える性海靈見や了庵桂悟は、いずれも臨済宗聖一派に属し、東福寺や南禅寺の住持を務めており、潮音院の本寺である長福寺は、代々円爾を祖とする聖一派の禅僧が住持を務める度弟院の禅院として知られている。潮音院が創建されたと推定される十五世紀前半頃の防長地域は大内氏の統治下にあったことから、潮音院は南禅寺や東福寺の禅僧のネットワークや、それと関わる大内氏の強い影響を受けた可能性が高い（91）。なお、【史料⑥】から、像主の無溪は、大内氏のもとで対外外交に深く関わった筑前国博多の臨済宗寺院承天寺の住持を務めたことがわかる。承天寺は長福寺と同じく、臨済宗聖一派の禅僧が住持を務める度弟院の禅院であり、大内氏は明や朝鮮などと積極的に通交し、その際に禅僧のネットワークを活用したことで知られるから、潮音院についてもこうしたネットワークの一翼を担っていた可能性がある。

次に、頂相を納めた潮音院主恕仙については、「略記」に言及がある。同書によると、長享元年（一四八七）八月十七日に吹いた大風によって長福寺の三門が倒壊し、楼上にあった十六羅漢像が破損したものの、修復されることもなく、まとめて長福寺の方丈の天井に束ね置かれたまま、三六年が経過した。そんななか、大永二年（一五二二）十一月に至り、一得斎恕仙という者が仏工一清に命じて十六羅漢像を修復し、大殿の後に安置したという（92）。ここで登場する恕仙は、年代から考えておそ

らく板絵頂相を制作して潮音院に納めた院主恕仙と同一人物であろう。なお、前項で見たように、天文年間には長福寺の塔頭の可能性がある寺院として一得軒の名前が見えるが、これはあるいは恕仙が晩年居住した場所が塔頭化したものかもしれない。また、【史料⑥】から、恕仙は無溪和尚の弟子で、首座の僧階を持つ禅僧であることに加え、板絵を制作し、十六羅漢像の修復にあたっており、経済力に恵まれた人物であったようである。

潮音院については、江戸時代初期の時点で廢寺となっていたとされることが多いが、恵海和尚頂相が存在することや、「八箇国御時代分限帳」に寺領が記されていることから(93)、長福寺が竺雲恵心一派の影響下に置かれ、寺号が移されるなかでも存続していたことがわかる。なお、文祿五年(一五九六)の山田元宗外二名連署札銀請取状によって、十六世紀末に至っても存続していたことを確認できる(94)。

寺伝によれば、潮音院は元和四年(一六一八)に長府藩初代藩主毛利秀元によって、もとの所在地である亀の甲から現在の笑山寺の所在地に引き移され、秀元の母来島氏(妙寿寺殿松溪妙寿大姉)の菩提寺となり、潮音院の山号蓬萊山を引き継いで蓬萊山妙寿寺と改められ、曹洞宗寺院になったという(95)。その後は、先述のとおり、秀元の死後に金山笑山寺が金山功山寺へと改められた際に、笑山寺に安置されていた秀元の父元清の位牌が蓬萊山妙寿寺へと移され、現在の蓬萊山笑山寺へと改ま

って今日に至っている。

おわりに

本稿では、鎌倉時代末期に創建された臨濟宗寺院長福寺について、その塔頭を含めて検討してきた。最後に、本稿で述べたことをまとめておきたい。

最初に、長福寺の変遷について概略を述べた。長福寺の開基は長門守護の北条氏であり、「略記」の記述や先行研究の成果から、具体的には北条時仲と考えられる。しかし、創建事業については、時仲から後任の金沢時直に引き継がれ、時直の時代に完了した可能性がある。

北条氏滅亡後、周囲の環境が目まぐるしく変化するなかで、長福寺は権力者の保護を受けることに成功した。なかでも大内氏は積極的に対外交を推進し、長福寺は禅宗のネットワークに属しながら、大内氏の外交を支えていた。しかし、十六世紀に入り、大内氏が滅亡した後の長福寺は、ひとまず存続したものの、まず毛利輝元生母内藤氏の菩提寺である妙寿寺に預けられ、さらに毛利氏の厚い崇敬を受けた禅僧竺雲恵心門下の管轄下に入ることになる。また、この過程で長福寺の伝来文書や什物は、分散することになった。

長福寺には数多くの塔頭があり、特に十四世紀後半〜十五世紀に相次いで創建されている。塔頭は戦国時代まで存続したものが多かったが、

長福寺の衰微にともない十七世紀後半には次第に廃絶したものと推定される。

長福寺の塔頭の一つである潮音院は、長府亀の甲に所在したと伝わり、山号を蓬萊山といった。潮音院は、長福寺の歴代住持を排出した臨濟宗聖一派とも関わりが深い仏光派や南禅寺の影響の強い寺院として存続した。潮音院の住持のなかには、大内氏の対外通交の拠点の一つであった筑前国博多の承天寺の住持を務めた禅僧もあり、長福寺と同様に大内氏の対外通交の一端を担った可能性がある。

潮音院旧蔵と考えられる板絵の頂相の一部は、十六世紀初めの潮音院主で、長福寺の復興にも関与した可能性のある一得斎恕仙が描かせて施入したと思われる。また、恕仙は長福寺、ないし潮音院に付属する一得軒所縁の人物であった可能性がある。

本稿でたびたびふれたように、長福寺は大内氏滅亡後に衰微し、その所蔵資料も分散して伝わったことで、その塔頭も含めて歴史については明瞭でないことが多い。今後は、散佚した資料を収集するとともに、多角的に研究を深化させることが必要であろうが、それは今後の課題として、ひとまず筆を擱きたい。

註

(1) 前田博司「長福寺時代」『金山功山禅寺』(功山寺、一九八五年)、同「長福寺から功山寺へ」『郷土』三三二、下関郷土会、一九八六年)、伊藤幸司「大内氏

の外交と東福寺聖一派寺院―博多承天寺・長府長福寺・赤間関永福寺―」『中世日本の外交と禅宗』(吉川弘文館、二〇〇二年、初出は一九九八年)。

(2) 一部の塔頭については、功山寺時代の塔頭とともに概要がまとめられている(前田博司「功山寺の塔中」『金山功山禅寺』)。

(3) 『国宝 功山寺仏殿修理工事報告書』(山口県、一九八五年)に翻刻(四五頁)と写真(図版三三頁)が掲載されている。

(4) 「略記」は、功山寺が所蔵する『長福功山略記』や『功山寺略記』に収録されている。また、『長福功山略記』収録部分については『国宝 功山寺仏殿修理工事報告書』(四六頁)、『功山寺略記』収録部分については『下関市史』(功山寺文書)一七『下関市史 資料編V』五一―八頁。以下、『下関市史 資料編』収録の史料を示す場合は、「功山寺文書」一七『市史V』五一―八頁)のよう(略す)に活字化されている。『長福功山略記』収録部分と『功山寺略記』収録部分は、ほぼ同文であるが、前者に、嘉暦二年(一三二七)から「今至元禄五壬申年(一六九二)正得三百六十五年也」とあるのに対し、後者の同じ部分「今至元文四己未年(一七三九)正得四百七歳(マ、)也」となっており、前者の方が早く書写されたことがうかがわれる。「略記」自体の執筆年と著者については、『長福功山略記』収録部分に「貞享五戊辰年(一六八八)九月日前永平現金山石峯渚謹誌」とあることによつて、貞享五年に功山寺九世である石峯蘭渚が記したことがわかるが、貞享五年執筆とすれば、先にあげた「今至元禄五壬申年」という記述とは矛盾が生じる。現時点ではこれ以上のことはわからないが、あるいは貞享五年に石峯蘭渚が「略記」を著して以降、『長福功山略記』などの編纂にあたり、部分的に変更を加えたうえで収録していたのかもしれない。なお、本稿では、『長福功山略記』収録のものに拠つて論述する。

(5) 「懶室漫稿」『山口県史 史料編 中世4』七一―四頁。以下、『山口県史 史料編 中世1〜4』収録の史料を示す場合は、「懶室漫稿」『県史4』七一―四頁)のよう(略す)。

(6) 大正七年(一九一八)の解体修理の際に発見されたものの、修理記録が失われ、

昭和の修理に際して改めて確認されたという（賀古唯義「仏殿〔図版解説〕」
『金山功山禅寺』）。

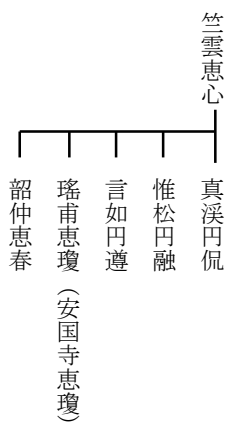
- (7) 陶氏では、弘長（『興隆寺文書』一 〔県史3〕二二六頁）、弘護（『興隆寺文書』二八 〔県史3〕二三八頁）、興房（『禅昌寺文書』四 〔県史2〕八五〇頁）、隆房（晴賢）（『湯浅家文書』一一九 〔県史3〕一〇三二頁）などが尾張守を名乗っていることが確認できる。
- (8) 棟札・「金山旧記考」は、『国宝 功山寺仏殿修理工事報告書』（金山旧記考：四八頁・棟札：五〇頁）参照。中村徳美（一七七七～一八四二）は、下関の商家に生まれ、京で儒学・医学を学び、帰郷ののち、家業のかたわら私塾を開いた人物で、『長門国志』などの著作で知られる（『史料叢書17 長門国志 卷一、二』〔下関文書館、一九七九年〕）。
- (9) 『山口県史 通史編 中世』（山口県、二〇一二年）一三五～三八頁。
- (10) 江戸時代、功山寺には北条貞時（「最勝寺殿演公大禅定門」）やその妻と推定される人物（「如善院殿雲峯祥公大姉」）の位牌が伝わっていた（『防長寺社由来七』五四一頁）。ただし、この女性については、「金山旧記考」では長門守護であった北条時仲の妻である可能性も指摘している。
- (11) 秋山哲雄「長門国守護職をめぐる」（『北条氏権力と都市鎌倉』（吉川弘文館、二〇〇六年、初出は二〇〇五年）、同『敗者の日本史7 鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』（吉川弘文館、二〇一三年））。
- (12) 前田「長福寺時代」。ただし、前田氏は、嘉暦二年頃の「大殿」の落成によって、「ようやく公的寺院が完成したと理解すべき」とも述べている。前田氏のいう「大殿」が仏殿を指すのかどうかは判断し難いが、ここでは長福寺が開かれて以降も造営事業が継続し、嘉暦二年に一区切りを迎えたと理解しておく。
- (13) 「功山寺文書」一 〔県史4〕二七二頁、「行録」。
- (14) 「功山寺文書」三 〔県史4〕二七二頁。
- (15) 「蔭涼軒日録」永享十年四月十三日・十四日条（『県史1』一三三頁）。
- (16) 伊藤「大内氏の外交と東福寺聖一派寺院」。

(17) 「桂发田覚書」（三坂圭三校注『戦国期毛利氏史料撰』（マツノ書店、一九八七年）三八頁）。

- (18) 前田「長福寺から功山寺へ」。
- (19) 「日頼寺文書」一一 〔県史4〕五二二頁。
- (20) たとえば、【史料①】と同じく長福寺の塔頭に関して出された応永二十四年（一四一七）の大内盛見の書下の宛所は「当寺住持」であるし（『日頼寺文書』一 〔県史4〕五一九頁）、明応五年（一四九六）に出された大内義興の安堵状も、宛所は「当寺住持」となっている（『日頼寺文書』九 〔県史4〕五二〇頁）。
- (21) ただし、十六世紀の長福寺住持の名前がほとんど不明であるのは確かであり、特定の塔頭の塔主に長福寺経営の実権が移っていた可能性は否定しない。
- (22) 岸浩『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』（マツノ書店、一九八七年）四〇一頁。

(23) 前田「長福寺から功山寺へ」。参考までに竺雲恵心周辺の法系図を左に示す。

○竺雲恵心周辺法系図



(24) 『防長寺社由来六』（三三二頁）。なお、【史料②】では長福寺の山号が「海右山」となっているが、これは「海右山」の誤りであろう。長福寺時代のものといわれる功山寺の総門には、「海右第一峰」の扁額がかかり、十五世紀半ばには、臨済宗一山派の禅僧天隠龍沢が長福寺について「謂之海右第一峰」と記すなど（『黙雲集』一一 〔県史4〕七七六頁）、「海右第一峰」という言葉は、長福寺と関わりの深いものであった。なお、長福寺の山号は、本文でふれたように、大内氏滅亡前に確認できる限りでは「金山」であり、山号の変化の時期や背景については不明である。

(25) たとえば「常栄寺文書」四(『県史3』三三八頁)。

(26) 妙寿寺は、山号を崇山という臨濟宗寺院であり、江戸時代には吉田郡山城の麓にあつた祥雲山興禅寺の後身と伝わっていた(『防長寺社由来三』六〇九頁など)。しかし、興禅寺は毛利氏の広島移転にともない広島に移って現在も存続しており、妙寿寺も吉田郡山城内から広島に移転して(毛利氏の防長移封にともない周防国山口に移転) 両寺院が広島に同時に存在していることから(『広島城絵図集成』(財) 広島市未来都市創造財団広島城、二〇一三年) 六四頁)、この寺伝は誤りである。創建時の妙寿寺については詳細不明であるが、月臨が妙寿寺を冠したことは、内藤氏に仕えた山本盛氏の申状の裏書(『山本家文書』二『県史3』八二九頁)などで確認できる。なお、妙寿寺の山号については、規矩山とするものもある(『常栄寺法系考』『常栄寺史料』「香山常栄寺、一九九〇年」二四一頁)など。

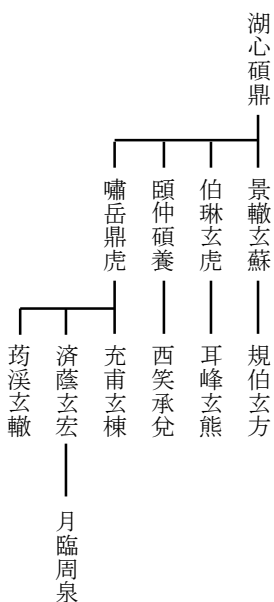
(27) 「長府毛利家文書」四八(『県史4』三二〇頁)。「史料③」は無年号文書であるが、「史料②」を見ると、文禄三年(一五九四)の真溪円侃の讓状では、長福寺とその塔頭が真溪から言如円遵に讓与され、それが毛利輝元に認められている。このような手続きの後で「史料③」が出されたとは考え難いので、「史料③」は文禄三年以前に出されたものである。また、「史料③」では、長福寺の寺領について「本寺領百五十」とされているが、天正末期に実施された惣国検地の成果を反映した「八箇国御時代分限帳」には、長福寺領として一八〇石余が計上されており(『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』四〇一頁)、「史料③」の数値とは大きく異なっている。惣国検地は、天正十五年(一五八七)〜九二)に実施され、長門国では天正十五年八月には坪付差出の徴収が実施されていることが確認されるため(秋山伸隆「惣国検地の実施過程」『戦国大名毛利氏の研究』「吉川弘文館、一九九九年」)、「史料③」が惣国検地後のものとすれば、寺領の石高は検地を反映したものとなるはずである。したがって、「史料③」は惣国検地実施以前のものと推定される。本文で述べるように、惟松円融が妙寿寺を冠する初見文書は天正十六年六月であるため、天正十五

年以前に比定される【史料③】の宛所の「妙寿寺」は、『山口県史 史料編 中世4』の比定注のとおり、月臨周泉と思われる。

(28) 玉村竹二『五山禅林宗派図』(思文閣出版、一九八五年)、『豊臣秀吉文書集』二六八九・三四二七。

(29) 『大日本史料 第一編之二三』二四七頁、『同前 第一編之三四』三九一頁。嘯岳鼎虎は筑前国博多の人で、当初は臨濟宗夢窓派の禅僧として昌虎と名乗っていたが、博多聖福寺の湖心碩鼎の弟子となり、幻住派僧として鼎虎と名乗るようになった。のちに毛利氏に重んぜられた嘯岳は、毛利元就の葬儀で導師を務め、元就菩提寺の洞春寺の開山として招かれており、「毛利氏家中のブレインとなることに成功した」とも評価されている。また、月臨周泉の師である済蔭玄宏は、夢窓派華嚴門派の策彦周良の弟子でありながら、嘯岳の法も継いだ幻住派僧であったという。済蔭は周宏とも名乗っているが、周宏は天龍寺下の諱で(済蔭の師であった策彦周良は、天龍寺妙智院に住していた)、幻住派の場合は玄宏と系字を変えたとされる(以上、伊藤幸司「洞春寺の誕生―洞春寺開山嘯岳鼎虎とその法系―」『大内氏歴史文化研究会資料調査報告書 第一集 洞春寺歴史資料仮目録 山口大学との共同調査』山口市教育委員会、二〇一六年)、橋本雄「湖心碩鼎」(村井章介他編『日明関係史入門 アジアのなかの遣明船』勉誠出版、二〇一六年)・同「丹波国水上郡佐治荘高源寺所蔵文書」『東京大学日本史学研究室紀要』三、一九九九年)。参考までに嘯岳鼎虎周辺の法系図を左に示す。

○嘯岳鼎虎周辺法系図



- (30) 『大日本古文书 家分け第八 毛利家文书』八四六・八三八。
- (31) 『防長寺社由来三』二六〇九頁。輝元が長福寺を月臨に管掌させた理由としては、母の菩提寺である妙寿寺の基盤を整備しようとした可能性が考えられる。
- (32) 『寄組村上家文书』一八三〜八六(『県史3』五七五〜七六頁)。
- (33) 『常栄寺文书』二七(『県史3』三四四頁)。惟松は、永禄十二年(一五六九)九月二十五日付で、師竺雲から印可状を得ており(『常栄寺文书』四(『県史2』八三六頁)、元亀四年(一五七三)二月十八日付で、足利義昭から竺雲が住持を務めていた香積寺に加え、真如寺の公帖を得ている(『常栄寺文书』一三・一四(『県史2』八三六頁))。その後、惟松は、毛利氏と大友氏などとの和平交渉に尽力した聖護院道増・道澄の意向を受け、永禄末年頃に竺雲を開山として常栄寺内に創建された靈光院を師から受け継ぎ(『常栄寺文书』二・一四・二四(『県史3』三三八・三四一・三四四頁)、『防長寺社由来三』四二三頁)、天正九年(一五八一)五月十四日付で、足利義昭から京都円覚寺の公帖を得ている(『常栄寺文书』一五(『県史3』八三九頁)、『防長寺社由来三』(四二三頁))。
- (34) 「略記」、『寛永十六年銘棟札』(『国宝 功山寺仏殿修理工事報告書』五〇頁)。
- (35) 『防長寺社由来七』五五二頁。この妙寿寺は、本文でふれた毛利輝元生母内藤氏の菩提寺ではなく、毛利秀元生母来島氏の菩提寺として、長福寺塔頭潮音院を再興して創建された寺院である。こちらの妙寿寺誕生の経緯については、本稿第3項で言及する。
- (36) たとえば、功山寺伝来の文書のうち、長福寺に宛てられた後醍醐天皇御旨や長門国宣(『功山寺文书』一・二(『県史4』二七二頁))は、長福寺から功山寺に引き継がれたとみられる。これに対し、『防長寺社由来』を見ると、江戸時代には長福寺の本尊は長福寺の寺号とともに天樹院に伝来している(『防長寺社由来六』三二二頁)。たとえば寺号の移動があった際、長福寺旧蔵文書も本尊などと同じく安芸国に移っていたとすれば、そのまま天樹院に伝来するのが自然と思われる。そのため、現在功山寺に伝わる長福寺旧蔵文書が、いか

なる経緯で同寺に伝わったのかは不明である。なお、日頼寺に伝来した長福寺旧蔵文書については、第3項で言及する。

- (37) 「櫛木家文书」一〇(『県史4』四八二頁)。
- (38) 「正任記」文明十年十月二十七日条(『県史1』三五七頁)。
- (39) 『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』四〇一〜二頁。
- (40) 『防長寺社由来六』三二二頁。
- (41) 「行録」に「諸徒歛遺骸函奉于大通庵而塔曰慈济」とあり、虚庵の死後、その遺骸を函に納めて大通庵に奉じたことや、その塔を「慈济」といったことが知られる。
- (42) 『金山功山禅寺』一五七頁。
- (43) 「行録」。
- (44) 「手鑑」三四(『市史VI』一五頁)。ただし、『市史VI』が「期寺」とするのは「都寺」の誤り(下関市立歴史博物館所蔵の写真帳で確認)。
- (45) 「手鑑」一一(『市史VI』九頁)。
- (46) 「日頼寺文书」一六(『県史4』五二二頁)。
- (47) 「日頼寺文书」九(『県史4』五二〇頁)。
- (48) 「日頼寺文书」一二(『県史4』五二二頁)。
- (49) 「多々良の麻佐古」四(和田秀作・山田稔「史料紹介 手鑑」多々良の麻佐古「1」)、『山口県立山口博物館研究報告』四七、二〇二二年(六一頁)。以下、「多々良の麻佐古」四(六一頁)のように略す。
- (50) 「日頼寺文书」一二(『県史4』五二二頁)。
- (51) 「日頼寺文书」一六(『県史4』五二二頁)、「手鑑」三四(『市史VI』一五頁)。
- (52) 「日頼寺文书」一二(『県史4』五二二頁)。
- (53) 「縁起」。
- (54) 「手鑑」二九(『市史VI』一三頁)。
- (55) 「正任記」文明十年十月九日条(『県史1』三三九頁)。
- (56) 『史料叢書28 豊府志略(全)』(下関文書館、一九八六年)一一頁。

(57) 「多々良の麻佐古」七(六四頁)。

(58) 『豊府志略』一四頁。

(59) 「筆陳」一七(『市史VI』二五頁)、「多々良の麻佐古」二三(八二頁)。

(60) 「正任記」文明十年十月九日条(『県史1』三三九頁)。

(61) 御菌生翁甫『防長地名淵鑑(復刻版)』(マツノ書店、一九七四年)七一六頁。

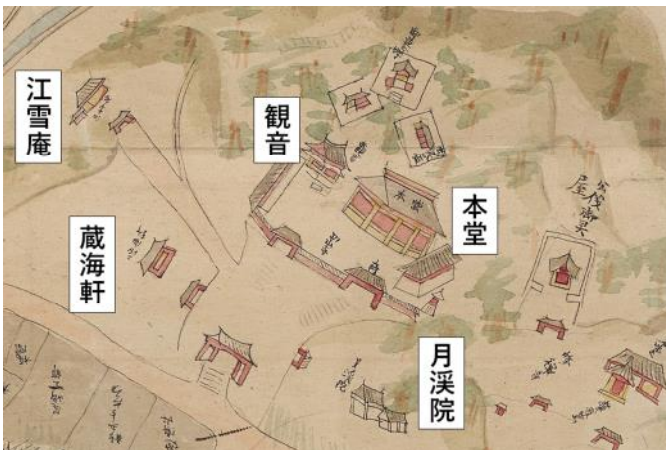
(62) 「正任記」文明十年十月九日条(『県史1』三三九頁)。

(63) 「日頼寺文書」一九(『県史4』五二二頁)。

(64) 「日頼寺文書」一二(『県史4』五二二頁)。

(65) 参考までに江戸時代中期の長府を描いた「長府古図」(下関市立歴史博物館蔵)

の功山寺周辺部分を加工したものを左にあげる。なお、功山寺の法堂(図の中央付近にある「本堂」のこと)は、長福寺の客殿を慶長十八年(一六一三)に「大殿」(仏殿。図で「本堂」の隣に描かれる「観音」のこと)の傍に移したと伝わるため(略記)、図の諸堂の配置は長福寺時代のものとは異なる。



本文でふれたもの以外で「縁起」等に見える寺院としては、蔵海軒、江雪庵、

月溪院、蘭麝台、宝珠軒、福正庵、竹水庵、水月庵、即心軒などがある。こ

のうち、蔵海軒は現在も功山寺に伝わる長福寺九世正山一需の位牌が伝来し

ていたというが(縁起)、開山は功山寺三世の三庭龍達と伝わるため(『金

山功山禅寺』二六五頁)、創建は江戸時代と考えられる。また、江雪庵は功

山寺四世の大雲守の開山とし、月溪庵は十七世紀末〜十八世紀初めの功山

寺一〇世鼎峰祖伝の時代に創建後五二年経過しているため(縁起)、いずれ

も江戸時代の創建となる。蘭麝台は功山寺北側の山中に所在したが(清水吉

康『山口県社名勝図録』(マツノ書店、一九八九年)二四六〜二四七頁)、

江戸時代の長府を描いた絵図には見えず、創建時期については不明と言わざ

るを得ない。このほか、宝珠軒(功山寺方丈の上に所在)、福正庵(跡が「百

姓屋敷」となる)、竹水庵(功山寺大庫裡の下に所在)、水月庵(蘭麝台の後

に所在、即心軒(跡が「宗哲屋敷」となる)については、いずれも鼎峰の時

代には廃絶しており、創建時期については不詳である。

(66) 『防長社由來七』五五二頁。

(67) 『豊府志略』一一頁。

(68) 「日頼寺文書」一六(『県史4』五二二頁)。

(69) 「日頼寺文書」一〇(『県史4』五二〇頁)、「手鑑」二四(『市史VI』一二頁)、

「多々良の麻佐古」二三(八二頁)など。

(70) 「日頼寺文書」一〇八(『県史4』五一九〜二〇頁)。

(71) たとえば明応九年四月五日付の大内義興の安堵状(「日頼寺文書」九(『県史

4』五二〇頁)など。

(72) たとえば「潮音院禅勝首座」に宛てた天正十六年十一月一日付の毛利輝元宛

行状(「日頼寺文書」一〇(『県史4』五二〇頁)など)。

(73) このほか、日頼寺には、前身である極楽寺旧蔵文書(「日頼寺文書」一四(『県

史4』五二二頁)ほか)なども伝来している。

(74) 「筆陳」一七(『市史VI』二五頁)。

(75) 「多々良の麻佐古」二三(八二頁)。

(76) 「手鑑」三二・三七・三九(『市史VI』一四〇一六頁)。

(77) 「筆陳」一五(『市史VI』二四頁)。なお、『下関市史』はこの文書を天文五年(一五三六)に比定するが、興房は享祿三年(一五三〇)十一月〜同四年正月の間に出家して法名「道麒」を名乗っているため(『山口県史 通史編 中世』五一五頁)、興房と署名する本文書はそれ以前のものである。

(78) 「日頼寺文書」一〇(『県史4』五二〇頁)。

(79) 『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』四三八頁。

(80) 「賛 日頼寺」四(『県史4』七〇三頁)。

(81) 規庵の経歴については、玉村竹二『五山禅僧伝記集成【新装版】』(思文閣出版、二〇〇三年) 七九頁参照。

(82) 玉村『五山禅僧伝記集成【新装版】』三一七頁参照。

(83) 「賛 日頼寺」一(『県史4』七〇一頁)。

(84) 「賛 日頼寺」二(『県史4』七〇二頁)。

(85) 「賛 日頼寺」三(『県史4』七〇二頁)。

(86) 了庵は大内氏と関係が深く、永正二年(一五〇五)には、八一歳という高齢にして遣明船の正使に任命されて、大内氏が経営する永正度の遣明船に乗船して渡明し、多くの苦難に見舞われながら無事に帰国している(伊藤幸司「了庵桂梧」『日明関係史入門』)。

(87) 「賛 日頼寺」五(『県史4』七〇三頁)。

(88) 「賛 日頼寺」六(『県史4』七〇三頁)。

(89) 「日頼寺文書」一〇(『県史4』五二〇頁)。

(90) 『山口県史 通史編 中世』七七五頁。

(91) 庵祖円は鎌倉で無学祖元に師事し、無学の示寂後は上洛して、聖一派の拠点である東福寺の無閑玄悟に参じており、聖一派とも緊密な関係にあった(玉村『五山禅僧伝記集成【新装版】』七九頁参照)。

(92) この当時、大内氏が長福寺の復興にあたった形跡は管見の限り見出せない。

大内氏は、十五世紀末期以降、北部九州を舞台にして少弐氏や大友氏と争った

うえ、足利義尹(義材・義植)を奉じて約一五年間にわたって在京している。

さらに、帰国後も本拠地である周防国山口への伊勢神宮の勧請や豊前国宇佐宮の造営、大永年間の安芸国への出兵など、莫大な出費をともなう案件を数多く抱えていた。そのため、長福寺の復興にまで手が回らなかった可能性がある。

(93) 『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』四三八頁。

(94) 「日頼寺文書」二一(『県史4』五二三頁)。

(95) 『防長寺社由来七』五五二頁。

付記

「板絵著色潮音院住持等像」の写真撮影と賛文の検討にあたっては、下関市教育委員会教育文化財保護課ならびに伊秩秀紀氏の協力を得た。末筆ながらお礼申し上げます。

資料紹介

「三吉家譜 全」について

松田 和也

平成十一年（一九九九）、長府藩家老三吉家のご末孫から下関市立長府博物館（現下関市立歴史博物館）に、「家老三吉家文書」が寄贈された。

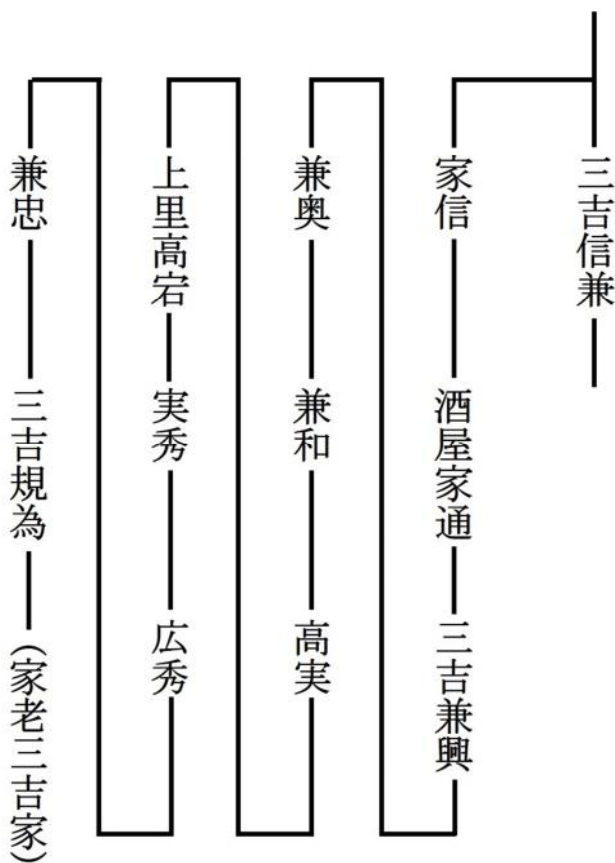
「家老三吉家文書」の大半は、『下関市史 資料編Ⅴ』（下関市、一九九九年）・『山口県史 史料編 中世四』（山口県、二〇〇八年）・『史料叢書

1 三吉周亮履歴并日記中摘要』（下関市立長府博物館、二〇一三年）で紹介されている。しかし、同資料群に含まれている「三吉家譜 全」は、『史料叢書三〇 長府藩御馬廻通 熊谷家文書』（下関文書館、一九八八年）（1）においてごく一部が引用されているのみで、全容は未紹介のままであった。家譜であるため内容の精査は必要であるものの、長府藩政を研究するうえで興味深い記述も含まれるため、本稿において全文を紹介する。

家老三吉家は、備後国三吉氏の庶流である。「三吉家譜 全」によると来歴は次の通り。三吉氏嫡流である信兼の弟に家信があり、家信の子家通が酒屋庄に住して酒屋氏を称するなどした。さらに後裔である高宕が上里庄に住して上里氏を称し、上里実秀のときに毛利氏に服属する。そ

の後上里兼忠が、毛利元就四男である元清の配下に入り、兼忠の子規為は、元清の子秀元に仕えた。秀元を初代藩主とする長府藩が成立すると、規為は同藩の家老となる。慶長十六年（一六一一）には秀元の命より規為が三吉姓に復したため、その子孫は三吉家として幕末に至る。なお、「三吉家譜 全」は、元清の娘（後の功福院）が三吉氏嫡流の元高に嫁し、関ヶ原の合戦後に離縁したとしているものの、真偽は不明である（2）。

三吉氏略系



「三吉家譜 全」には、三代長府藩主毛利綱元期に当たる三吉元行の家督相続までが記されているが、大部分は、規為とその養子元忠に関する事柄である。以下、「三吉家譜 全」を基に、二人の来歴や関連する長府藩の概略を述べる。

規為は、兼忠の長男として誕生。没年から逆算すると、誕生したのは永禄九年（一五六六）である。幼名を平蔵といい、幼少期から秀元に仕えたという。天正十九年（一五九一）八月一日に秀元から「藤右衛門尉」に任じられ、文禄二年（一九五三）六月八日には「規」の字を与えられて「規為」と名乗った（3）。規為は、秀元とともに文禄・慶長の役や関ヶ原の合戦に参戦。秀元が初代藩主として長府に入部すると、知行三〇〇石を与えられて（4）「御国ノ御仕置職役」に任じられた。「御国ノ御仕置職役」とは、後の「当職」（5）に相当すると考えられ、藩領の政務や人事などを統括する役職である。また、秀元の江戸参府の供や「江戸之留守居」なども務めている。

長く秀元に仕えた規為であったが、長府藩成立後、蟄居を命じられたことがあった。「三吉家譜 全」によると、秀元が家臣の包久内匠に切腹を命じた際、規為は国元で内匠を匿ったという。規為に反目していた齋藤孫左衛門・安戸清兵衛がこれを秀元に報じたため、規為は勘気を蒙り、五十石に減石のうえ長府藩領吉賀村に蟄居となった。慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣の際、規為が大坂に登って秀元の陣に馳せ参じたこ

とによって、蟄居は解かれたという。長府藩の分限帳では、「慶長年間秀元様御家中分限帳完」（6）に「上里藤右衛門尉」の名がみえるものの、「元和五年分限帳」（7）・「寛永十五年二月二日分限帳」（8）には名前がみえず、「正保四年分限帳」（9）に知行五〇〇石で再び規為が登場する。時期の検討を要するものの、蟄居があったことは間違いないようである。なお、「古老覚書」（10）によると、規為と対立していた孫左衛門・清兵衛は、不届きありとして秀元によって成敗されたという。「元和五年分限帳」において、孫左衛門は知行四〇〇石、清兵衛は知行三〇〇石を有している。知行高の面では規為とほぼ同格であり、上級家臣として藩政に関与していたことがうかがえる（11）。「寛永十五年二月二日分限帳」から二人の名前はみえなくなり、この時期までに秀元によって処分されたようである。長府藩政の初期では、この他にも上級家臣の入れ替わりが見られる（12）。秀元の家臣団は、慶長四年（一五九九）の分家独立によって、父元清から引き継いだ家臣や毛利輝元から付与された家臣、それ以前から秀元に仕えていた家臣などによって形成された。そして、翌年の関ヶ原の合戦を経て長府藩家臣団として再編される。長府藩初期の家臣団は、形成間もない上に、敗戦と減封という混乱を経ているため、不安定な状態であったということが指摘できるのではないだろうか。

規為は、若い頃から「日記」を付けていたという（13）。晩年、秀元の一代記を作成することとなった規為は、「日記」を基に、全六冊からなる

「御伝記」を完成させた。「御伝記」は、「秀元記」「江家聞見録」などと呼ばれたという。現在、下関市立歴史博物館が所蔵する長府毛利家資料には、「聞見録」の題箋が付された六冊からなる木箱入りの冊子が含まれる。六冊目の奥書には「三吉藤右衛門規為」「飯田平次兵衛信景」「内藤角左衛門良親」の名があり、これが「御伝記」にあたりとみられる(14)。日付は、「慶安三庚寅仲秋日」と記されており、同年閏十月三日の秀元の死去の直前に完成したようである。

規為の兄弟には、兼正・今平・女子二人がいた。兼正は毛利元就八男の元康に仕えたが、後に浪人となって長府で死去する。今平は、秀元の傳役を務めた伊秩元忠(15)の養子となり、同家を継承。伊秩元処と名乗った(16)。「三吉家譜 全」では、秀元の「旧功ノ世臣」として三吉規為・伊秩元処・桂元吉(17)の三人が挙げられており、兄弟で秀元からの信頼を得ていたことがうかがえる。女子のうち、一人は萩藩士井上伊賀守元酈(18)に嫁し、伊賀守死後は田代助心に再嫁した。もう一人の女子は萩藩士児玉木工允元陳(19)に嫁した。秀元の家臣である助心は、戦国期を代表する医師の一人である田代三喜の医学を学んだとされ、田代家は長府藩家老として幕末まで続く。助心から医学を学んだ規為は、他にも能や茶の湯、和歌など諸芸に秀でており、秀元の三男元知には和歌を指南したという。

規為は、門司新九郎親家人道道孝の娘を室に迎えたとされる。「三吉家

譜 全」は門司新九郎を大友宗麟の弟としているが、実際には宗麟の子である。規為には実子がいなかったため、弟である元処の子の元忠を養子に迎えた。その後、二代長府藩主毛利光広の死去を契機に出家して、及斎幻也と号した。出家したものの隠居はせず、出仕を続けたため、「明暦三丁酉歳二月日 御家中分限并扶持方切米帳」(20)では、「三吉及斎」の名で五百石を有している。寛文元年(一六六一)閏八月十一日、長府において九十六歳で死去したという。長府毛利家菩提寺の功山寺に葬られ、法名を直心院殿前右金吾正甫宗普大居士と号した。墓は現在も功山寺に遺る。

三吉規為墓



伊秩家から養子に入り、規為の跡を継いだ元忠は、幼名を全平といい、後に内蔵丞・帯刀・五郎兵衛と称した。内蔵丞を称していたときに、秀元から「元」の字を与えられて元忠と名乗ったという。養父規為が長寿だったこともあり、元忠は部屋住みのまま知行二百石を与えられて出仕した。元忠の名がみえるのは「正保四年分限帳」からである。

部屋住みの元忠が務めた役は、番頭であった。元々、長府藩に番頭という役は無く、その成立過程は次のようなものだという。秀元の時代、細川元董・相杜元周・伊秩元処・毛利大学・村上久左衛門の五人（21）に組が預けられ、戦時には彼らが「侍頭」として各組を率いることになっていった。その後、戦の機会が無くなるに従い、各組を預かる役は番頭となり、桂元重、毛利元嘉、田代元信らが就任。彼らはいずれも家老の家の当主である。さらにその後、元忠と桂元辰が家老の家の部屋住みの立場で番頭に就任。元忠と元辰の後にも家老の家の当主が番頭に就任することはあったが、次第に家老ではない知行高三〇〇石程度の者が番頭に就くようになり、家老が務める役では無くなった。

以上が「三吉家譜 全」で述べられている番頭という役の説明である。これによって、番頭の役を務める家として「番頭通」という家格が新たに生まれることとなる。江戸時代中期以降の長府藩における家格の序列は、上から「家老」「番頭通」「馬廻通」「中扨従」「手廻」となり、それ以下に「膳夫」や「坊主」、「船手」などが続いた。「三吉家譜 全」では

触れられていないが、このようにして成立した「番頭通」の家格は、「采配論」と呼ばれる藩内対立を引き起こすこととなる。これは、組を預かっているため軍事指揮権を有する（采配を持つことが出来る）と考える「番頭通」と、「番頭通」という家格を理由に組の軍事指揮権を持つことが出来ない（「番頭通」は采配を持つことが出来ない）と考える「馬廻通」などとの対立である。「馬廻通」などの藩士は、番頭は平時に各組を管理する役であり、戦時には能力や功績のある者が各組の頭を務めるべきであるとし、「番頭通」の指揮を受けることに反発した。享保十六年（一七三一）十二月五日には、長府藩領黒井村で催された狩において、「番頭通」の原田政尚が暗殺される事件が起こる（22）。政尚の懐からは采配が見つかり、藩内対立は益々激化した。この「采配論」による藩内の軋轢は、幕末まで続いたという。

さて、元忠は番頭を務めた後、光広付となり部屋住みのまま家老に昇格、知行を七〇〇石へと加増される。その後、元忠の兄で、家老伊秩家の当主であった元倫が、嗣子不在のまま死去した。秀元は元忠に対して、未亡人となった元倫室（相杜元周娘）を正室に迎えること、元倫の知行二〇〇〇石を受け継いで伊秩家を再興すること、元倫屋敷を受け継ぐことを命じる。当初元忠は、これらを全て辞退したが、規為の助言により、元周娘を正室に迎えることと、元倫屋敷を受け継ぐことを受け入れた。元周娘の再嫁については、本人と父の元周が難色を示していたが、光広

註

- (1) 同書のなかでは「三吉家之覚書」として紹介されているが、「三吉家譜 全」と同じ資料である。
- (2) 一般的に功福院は、熊谷直貞の室として知られる。
- (3) 仮名書出と加冠状の写しが、「家老三吉家文書」に収められている。なお、規為の実名は、他にも「規貞」(『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』二二五五号(以下、『毛利家文書』一二五五号のように記す)・「厳島野坂文書」九二〇号『広島県史古代中世資料編Ⅱ』)や「規世」(『毛利家文書』一五七二号)が確認出来る。ただし、現在のところいづれも原文書は未調査である。また、「規」加冠の事例は、『萩藩閥閥録』によると、渡辺源三郎(永禄十年十一月十五日・輝元より)・楊井弥七(天正十七年十二月九日・輝元より)・三上新三郎(天正十六年六月十二日・輝元より)がある。
- (4) 「家老三吉家文書」に、慶長七年十二月十三日付毛利秀元知行宛行状写が収められている。
- (5) 「当役」「職役」「国宰」「国相」などとも称され、国元において基本的に一名が任命された。下関文書館『史料叢書一 御当家御役人前帳』(下関文書館、一九七一年)によると、規為が長く「御職役」を務めていたことがうかがえる。
- (6) 山口県文書館蔵。
- (7) 当館蔵。
- (8) 当館蔵。
- (9) 当館蔵。
- (10) 山口県文書館蔵。『下関市史 資料編Ⅵ』一九〇頁。
- (11) 宍戸清兵衛は、元和元年に発給された文書に、梶杜元縁とともに名を連ねている(『重要文化財赤間神宮文書』一〇四頁)。
- (12) 例えば、福原清永は、元清や秀元の奉行人連署状に名を連ね、慶長十年(一六〇五)の「秀元重臣連署起請文」(『毛利家文書』一二五五号)にも署名している。さらに「元和五年分限帳」では、一族とみられる福原久大夫が八五〇石

を有している。しかし、福原家は、これより後の分限帳などにみえなくなる。また、毛利元就九男毛利秀包の子である毛利大学正元規は、大坂の陣頃から八〇〇石の知行で秀元に仕えており、「長府毛利氏家老連署請書」(『毛利家文書』一五七二号)では、規為らとともに名を連ねている。しかし、後に秀元の下を離れて、松平頼房・松平頼重に仕えた。小早川能久の名で甲州流軍学者として知られる。

- (13) 「日記」自体は現存しない。『史料叢書1 三吉周亮履歴并日記中摘要』の解題には、「三吉英一郎氏(昭和二年生まれ)によれば、戦時中に、東京から京都に疎開する際、大切にしていた歴史資料その他を大量に失っており」とある。
- (14) 黒川真道編『復刻 毛利秀元記』(防長史料出版社、一九七四年)によって刊行されているものの、同書には六冊目が収められていない。
- (15) 他に「清泰」の実名が確認出来る(「厳島野坂文書」九六五号、「新出厳島文書」八八号『広島県史古代中世資料編Ⅲ』)。ただし、現在のところいづれも原文書は未調査である。

- (16) 他に「元恵」(『毛利家文書』一二五五号・「厳島野坂文書」一五〇七号・「野坂文書」四一七号『広島県史古代中世資料編Ⅲ』)や、「元兼」(『忌宮神社文書』(忌宮神社、一九七七年)三六頁)の実名が確認出来る。ただし、現在のところいづれも原文書は未調査である。
- (17) 「天和家状」(当館蔵)や「藩中略譜」(当館蔵)、「桂家由緒上江申上ル控之写」(山口県文書館蔵)によると、桂源右衛門元盛(炭円)の子である桂喜左衛門元吉。「天和家状」「桂家由緒上江申上ル控之写」では「元善」とされ、文禄五年五月十二日に従五位下・主膳正に叙任されたことが記されている。父元盛は伊秩元忠とともに毛利秀元の傅役を務めており、そのことから、元吉も秀元に長く仕えていたのであろう。長府藩の分限帳で名前を確認する限り、元吉は元和五年(一六一九)から寛永十五年(一六三八)の間に死去したと推定される。

なお、元吉には嗣子が無かったため、毛利元就七男元政の子元嘉が養子に迎えられた。入嗣した元嘉は毛利姓に復し、嫡男元重が継いだ本家と「男元真が興

した分家が、それぞれ長府藩家老毛利家として幕末まで続くこととなる。元重家が毛利、元真家が小毛利と通称される。

(18) 「閥閥録 卷五三 井上六右衛門」「閥閥録 卷七八 井上甚左衛門」。

(19) 「閥閥録 卷八四 児玉弥七郎」。

(20) 山口県文書館蔵。

(21) 元董は細川元通の子で、実母は秀元の姉天秀院である。梶杜元周は、慶長四年に分家独立した秀元の付家老的立場であった梶杜元縁の子。元周の実母は毛利元政の娘で、秀元の養女として元縁に嫁した人物である。毛利大学は、先述のとおり毛利元就九男毛利秀包の子。村上久左衛門(吉通)は、秀元実母である松溪妙寿の父村上通康の弟源七郎の孫である。元処以外は、毛利氏との縁戚関係を有している点が指摘できる。

(22) 『毛利家乗』また、「采配論」に関わる藩内の論争は、「中丸家文書」に所収される「番頭采幣一件」に詳しい(『下関市史 資料編V』一七七頁)。

(23) 前掲註(20)、「元禄年中御家中高附(毛利家乗附録所収)」(当館蔵)所収。

翻刻

【凡例】

- ・旧字・異体字は、基本的に常用漢字に改めた。
- ・本文には適宜読点(・)及び並列点(・)を施した。
- ・人物注などを()で示した。
- ・虫損などによる判読不能文字は■としている。
- ・闕字は一マス空白としている。

三吉家譜 全

三吉家之覚書

一、三吉家者元祖大織冠鎌足公也、鎌足公ヨリ十二世権大納言行成卿ノ子四人、嫡男実経・次男良経・三男兼範・四男行経ト云、行経公ハ世尊寺ト号ス、然ルニ三男兼範備後ノ国ノ守護職ト成テ備ノ後州エ初テ下向シテ住ス、是ヲ横座公■云トナリ、兼範ニ五子アリ、嫡子ヲ中宮大夫兼季トイヘリ、此兼季ノ子孫ヲ宮氏トイヘリ、是備後ノ国ノ宮氏ノ始祖ナリ、此末葉ニ町田氏・奴賀氏・山野氏・福田氏等有之ナリ、

一、次男ヲ兼実ト云、三谷氏ト号ス、

一、三男ヲ兼長ト云、高光惣宮大夫ト号ス、

一、四男ヲ兼綱ト云、世良氏ト号ス、是世良氏ノ始祖ナリ、

一、五男ヲ兼宗ト云、是ヲ三吉大夫ト号ス、備後国三次ニ住シテ、同所

在城シテ代々三吉氏ヲ以テ称号トス、尤在所ノ字ハ、三次ト書ストイヘ共、名字ニハ三吉ト書来レリ、此兼宗三吉氏ノ祖ナリ、此子

孫青賀氏、河立氏、或ハ粟屋氏等ヲ称スル事モ有之ト云トモ、本名タル故■三吉氏ヲ以テ家ニ伝来リ、至于今三吉氏ヲ称号トスルナリ、

一、三吉ノ本家ハ代々三次ノ庄ニ住シテ 山ヲ居城トシテ居ケリ、慶長

五年迄ハ三吉式部大輔広高入道筠斎・同嫡子太郎左衛門尉元高在城シテ居ケル、然ルニ、慶長五年石田治部少輔三成逆意ニ依テ、諸国

ノ大名小名 家康公ヨリ御仕置被成候、此時ニ 輝元公御持ノ国被

減少之防長両国ヲ被進候、此節迄ハ筠斎太郎左衛門モ 輝元公ニ随

ヒ奉リテ居ケリ、知行八千石取テ居ケル、然ニ依テ 輝元公ヨリモ

御懇意ニテ 元清公ノ御息女ヲ太郎左エ門エ嫁サシメ給テケリ■、

然処ニ筠斎・太郎左衛門父子事、三吉家ノ嫡々ナレハ往昔ヨリノ家

ノ事ヲ存候而 家康公エ泥近ノ望有リ、是故ニ 輝元公長州エ御下

向ノ時ニ右ノ父子御暇ヲモ不申立退ケリ 元清公ノ御息女ヲハ途中

迄同道シテ行ケルカ、途中ヨリ家頼ヲ添テ送り奉リテ 輝元公エ返

シ奉リケリ 此御息女其後熊谷氏エ嫁シ給 筠斎・太郎左エ門父子ハ、

夫ヨリ撰州堺エ住シテ牢人ニテ居テ、泥近ノ事ヲ願ケレトモ、事成

ラスシテ居ケリ、三吉家ハ兼宗以来数百年ノ家ナル故ニ、重宝トモ

数多持伝テケリ、 公方様ニ有之三吉正宗ト云シ御道具、且又三吉

肩衝ト云御茶入ナトハ、筠斎カ家ヨリ牢人時節ニ出シタル道具ナリ、如此ノ道具ノ外ニモ重宝共多ク在リシヲ代替テ牢人ニテ上下三百人程ニテ堺ニ居テ泥近ヲ心カケ居住シテ有リシナリ、

一、右之通ニテ、堺ニ居ケル于時慶長十九年 家康公大坂之城御責被成候、其前ニ浅野長政公ヨリ筠斎エ使者ヲ以テ被仰遣候ハ、此度 内

府様大坂表御進伐被成候、我等嫡子ニ付ケ候功者ナク候条、嫡子ノ

後見有テ給ハリ候様ニト懇意ニ被仰遣頼思召之由被仰遣シニ依テ、

筠斎御請仕太郎左エ門ト父子彼ノ御家エ参候也、筠斎事大坂御陳之

節浅野 公ニ付参御後見仕候、 公御武功有之トナリ、其後筠斎死

去シテ、太郎左衛門事直様芸州ニ在之筠斎エハ長政公ヨリ三百人扶

持被遣候トナリ、太郎左エ門モ其通ニテ牢人分ニテ罷居候ナリ、太

郎左エ門子四郎兵衛尉高俊ト云フ、其子ヲ長三郎高秀ト云、其子ヲ

稲右衛門高平ト云、後四郎兵衛ト改メ候ナリ、是三吉本家ノ嫡々ナ

リ、是故ニ三吉ノ系図証文等此四郎兵衛家ニ有之候也、彼御家ノ御

作法ニテ父ノ死後ニハ御心付半分ヲ被減候故、代々半減ニテ有之故

ニ唯今四郎兵衛事、芸州ニ小身ニテ御奉公仕居候ナリ、

一、宮氏ノ子孫ハ、日野氏、有地氏ト号シテ居候也、

一、上里氏ハ三吉氏ノ支流ナリ、三吉大夫兼宗ノ嫡子ヲ三吉太郎信兼ト

云、弟ヲ家信ト云、此子ヲ家通ト云、酒屋ノ庄ニ住シテ酒屋太郎ト

号ス、其子ヲ三吉左近将監兼興ト云、將軍源 尊氏公・同義詮公

両代ニ奉仕テ、軍忠有之也、其子ヲ三吉右馬允兼奥ト云、將軍源(足利)

義持公ニ自幼少奉仕候也、義持公薨去之後、普広院義政公ニ奉属于(足利)

時赤松氏逆意ヲ以奉弒依之赤松氏江州玉置庄城ヲ構テ立籠ル、国士

上野河内守伴資之ヲ頼テ国士ヲ催シ、赤松氏ノ籠ル所ノ圍ヲ破ル、

凡ソ相挑事十有三日ナリ、赤松討負テ行方ヲ不知ナリシ、此功侘ニ

異ナリ、夫ヨリ本国備中ニ帰テ住ス、其後將軍義勝公ニ奉仕候也、(足利)

義勝公早世マシマシ候ニ付テ、永ク世ヲ捨テ建仁寺ニ入テ住居シテ

死ストナリ、

一、右馬允兼奥ニ男女三子アリ、嫡子酒屋太郎某、次女ハ大足次郎左衛

門某ニ嫁ス、三男三吉左衛門太郎兼和ト云、備中国ニ住シテ兼奥ノ

家督ナリ、寛正元年畠山右衛門佐義就、將軍義政公ノ違命ニ京都

ヲ退テ河内国嶽山金胎寺ノ両城ヲ テ京都ヨリノ討手ヲ相待処ニ翌

二年ノ七月討手ノ軍勢ヲ差遣サル、于時城兵共出張シテ淀子ニヨイ

テ挑戦京勢戦負テ大ニ崩ル、此時吉川次郎元経ト三吉左エ門太郎兼

和踏留テ味方ヲ助ク、于時兼和疵ヲ蒙ル、戦功拔群ナリ、応仁元年

京都大ニ乱細川勝元与山名宗全挑戦、于時兼和勝元ニ属シテ戦功数

度有之、翌年八月朔日相国寺ノ焼跡ニオイテ合戦ノ節、兼和戦功他

ニ勝テ武誉有リ、維時山名宗全力徒党於国々ニ相戦、就中備後ノ国

士和知氏・宮内氏・江田氏等ノ者トモ大ニ起テ山名弾正是豊方宗全

カ一家ヲ離レテ、將軍方ト成ルヲ攻伐ノ由京都エ聞ヘケレハ、是豊

ヲ援シ為ニ將軍家ヨリ兼和ヲ被差下、不日ニ馳下テ合戦ス、于時將

軍家細川政元カ為ニ都ヲ退去有テ、大内介義興ヲ御頼ミ有テ周防国

へ御下向有之時ニ、兼和奉供シテ山口ニ至テ逗留ス、其後筑紫中国

ノ軍勢ヲ催シテ攻上リ給フ時ニ熊谷・己斐・飯田ノ者共ヲ先トシテ

攻上ル、先陣龜井能登守、蔵田備中守ナリ、兼和此時先陣ニ馳加ハ

リテ攻上リ戦功アリ、文明三年十一月於備後鞆ニ病死ス、

一、兼和ノ子ヲ高実ト云、酒屋太郎ト号ス、兼和ノ家督トシテ備後ノ酒

屋ヲ領ス、大内義弘ト山名氏ト合戦ノ時属義弘シテ、於船岡山ニ戦

功有ルニ依テ、從將軍家播州ニ於テ二百貫余ノ地ヲ加増トシテ賜ル、

一、高実ノ子ヲ高岩ト云、備後国上里ノ庄ニ居城ス、因茲上里周防守高

岩ト称ス、從將軍家播州白旗之城ヲ御預ケ被成、此城二年久ク在城

シテ死ス、

一、高岩ノ子ヲ上里伊豆守実秀ト云、実秀ハ(毛利)元就公ニ属シテ旗下トナ

ル、依之嫡子九郎次郎ヲ為人質ト芸州吉田エ進上仕リ候而、御味方

申上幕下トナリテ、備後ノ上里ノ庄在城シテ居候ナリ、

一、実秀ノ子ヲ九郎次郎ト云、幼少ノ時ヨリ 元就公へ為人質参リ、吉

田二年久シク罷居候処、父伊豆守忠志他ニ異ナルニ依テ、元就公

ヨリ此上ハ不及人質ニ候条、可罷帰ト被仰聞候ヘトモ、九郎次郎事

幼少ヨリ 元就公御懇意ニテ左近大夫ニ被成下、 広ノ御宇ヲ被下

テ左近大夫広秀ニ被成御懇意不浅ニ付テ、広秀申上ケルハ、幼少ヨ

リ御厚恩ヲ蒙リ不知所謝候、今本国ニ帰リテハ御奉公存候様ニ難仕候条、本国へハ罷帰申間敷候、直様罷居近ク御奉公仕度候由申上、本国ニ不帰芸州吉田ニ有テ、元就公へ御奉公仕候也、

一、広秀ノ子ヲ上里河内守兼忠ト云、兼忠事、元就公へ御奉公仕居候処

二、元就公御意ニ、河内守事本国備後也、然ハ元清公備中ニ御座被成候、本国方角之儀ニ候ノ間、元清公エ御付ケ被成候間、罷越可相勸候旨被仰付、元清公へモ兼忠御付被成候通被仰達候、備中エ参リ相勸候ナリ、後年嫡子平藏ト申候ヲ御奉公為仕候而、御断申上処、士ト成テ罷有候、後年ニ至テ長門国豊西郡井田ノ小野村エ住居シテ死ス、小野村ニテ熊野屋敷ト所ノモノ云此屋敷ニテ病死スル也、井田村来福寺エ葬ル也、

法名前上里河内守心翁正大居士ト号ス、

但、吉賀村ノ正安寺ヲ河内守菩提所トスル事ハ、藤右エ門規為吉賀村ニ在宅ノ時分、吉賀村快友寺ノ住持隠居所トシテ唯今ノ正安寺ヲ建立スル折フシ、藤右エ門規為參候而、寺建立ノ事住持ニ挨拶物語ナト申候処ニ、僧ノ云様此寺建立候トイヘトモ、イマタ寺号ヲ極メス、願ハ御親父河内守殿牌名ヲ給ハリ候者、寺号トシテ永ク菩提ヲ修セントシキリニ請フ、依之規為是ニ任セヌ、是ヨリ正安寺ト号シテ一寺トナル、此旨ハ藤右エ門規為ノ譜下ニ記之故ニ爰ニ略スル也、後年内藏元行後二元宗ト改、又元範ト号、其後元英ト改ルナリ、代ニ正

安大居士一百年ノ法事ノ節、井田村来福寺ヨリ墓所ヲ引セテ吉賀村正安寺ニ立ル也、井田ニテハ、来福寺以前ノ寺地ハ、天神ノ宮社ノ脇ニ有之、正安居士ノ墓所以前ノ寺地ニ有之シナリ、来福寺ヲ南明寺ト号セシ時ニ住持龍伝和尚ノ時ニ右ノ墓所ヲ正安寺エ引候也、

但、是ヨリ以前ニ毛利刑部少輔元知公、吉賀村御領地トナリシ時ニ、河内守兼忠ニ対セラレ候由ニテ、正安寺へ高五石ノ寺領ヲ被為御寄附至于今領スルナリ、

付、右ノ外ニ一家中ヨリ八木ヲ寄附シテ司塔トシテ、今寺ヨリ所え貸付テ、其利米ヲ以テ造用トス、尤寺破損取繕ノ事、常ニ当家ヨリハ不構也、

一、兼忠ニ五子アリ嫡子ヲ童名平藏ト云、後ニ藤右衛門尉ト号、(毛利)秀元公ヨリ規ノ御字ヲ被下テ規為ト称ス、次ハ女子ナリ初メ井上伊賀守(毛利)ニ嫁シテ男子一人有リ、井上六兵衛ト云、長門守秀就公・大膳大夫(毛利)網広公ニ奉仕ス、子孫有リ、其後伊賀守死去ノ後、田代左京亮源景(元仲)次入道助心ニ嫁シテ、八郎兵衛元信、且又村上吉兵衛カ妻ヲ生ス、二男ヲ上里彦左エ門兼正ト云ナリ、兼正ハ壮年之時毛利大藏大夫元康公ニ仕テ、其後処士トナリテ長門府中ニ住居シテ死ス、三男ハ童名今平、後ニ采女正ト称ス、從五位下ニ叙ス、名乗元処ト号ス、伊秩安房守元忠ノ養子トナリテ伊秩ノ家ヲ相續ス、伝記ハ伊秩ノ系図

家記ニ有之、依之略之、末子ハ女子ナリ、児玉内蔵丞元陳ニ嫁シテ子孫アリ、

一、規為童名ヲ平蔵ト云、秀元公御幼少之時ヨリ奉仕テ泥近ス、後ニ藤右エ門尉ニ秀元公ヨリ被成下、上里藤右エ門尉ト号シ、秀元公ヨリ規ノ御字ヲ被下テ規為ト号ス、御判物于今有之也、

一、規為事、上里ト称号ヲ云シ処ニ、秀元公ノ尊命ニ本名タルノ間、氏ヲ三吉ト称スヘキノ由ニ付テ三吉氏ニ成リテケリ、

一、規為事、壮年ヨリ秀元公御傍ヲ不離勤仕スル事年久シ、秀元公

朝鮮国御渡海ノ時モ兩度共奉供ス、其前大閣秀吉公(豊臣)へ輝元公ヨリ

人質トシテ上方御越ノ時モ奉供ス、秀吉公死ノ瀬ニテ御船破損セシ

ニ秀元公御忠節ノ節モ奉供ス、其外関ヶ原一乱勢州津ノ城責ノ時モ奉供セシ也、津ノ城ニツイテ責口へ向テ戦功有之腕ニ疵ヲ蒙リ武

誉アリ、依之秀元公ヨリ御感状可被下之由被仰トイヘトモ、規為辞シテ申ケルハ、此度ノ趣秀元公被聞召届御感状可被下之旨也、

其外諸傍輩中モ存知之儀也、然ハ御感状ヲ取テ無詮、御家ト存亡ヲ共ニスル世臣ナレハ他へ披露ノ誌シナリ、然時ハ御感状可被下之段

ハ忝奉存候へ共、拝領シテ無益ト存候由申候而不致拝受候、時ニ再三御意ニ、弟伊秩采女正モ城へ乗候トテ股ヲ突カレテ疵ヲ蒙ル、兄

弟共ニ手ニアイ候事、武誉ナリトテ藤右エ門規為・采女正元処兄弟共ニ御感状可被下候旨、度々御意被成候得共、兄弟共ニ右ノ段申テ

御感状不致候ナリ、

一、規為事、秀元公御幼年之節ヨリ御奉公仕リ、秀元公ニモ御家老

ノ内テハ他ニスクレテ御心易被思召候事共ナリ、年中伏見ノ大地震ノ節モ別而御傍ヲ不離相勤候付而、元清公其趣ヲ被聞召届御自筆ノ御書ヲ以御感被成下候、此御書于今伝テ有之事、其外長門府中

エ御打入ノ以後モ秀元公御国ノ御仕置職役被仰付所勤候、尤江戸エモ御供毎事相勤候事、

一、規為事ハ、右之通取分ケ御心易ク被思召他ニ異ナル趣トモ多候故、

御家老中ケ間ニテモ斎藤孫左エ門・宍戸清兵衛ナト云モノハ勝テ佞

ナルモノニテ、秀元公ノ御意ニ入ル様ニトノミ仕リ、諸人ヲ讒シ

テ我カ向サスニナル者ヲハ秀元公ニ遠サクル様ニイタシ、又ハ讒言ヲ以テ身上ヲ潰シ候ニ仕候事共其数ヲ不知候也、規為、尤采女正

元処・桂善左エ門元吉等ハ、旧功ノ世臣ニテ秀元公モ殊更御心易ク思召候付而、右ノ兩人、是ヲ氣ノ毒ニヲモヒ、時々讒シケレトモ

事成不申処ニ、一年於江戸包久内匠ト云モノ(長巻)是ハ(小早川)隆景公御由緒有之者ニテ秀元公被召仕御扈從ニテ御奉公ヲ仕候テ居候、十七歳ノ

時右之趣ノモノ故ニ知行ヲソク被下候由ニテ述懐ヲ存、秀元公御湯殿ニ御行水ヲ被成候処エ参リ、御直ニ御暇被下候様ニト申上ケケ

ルニ依テ、秀元公御機嫌損シ内匠ヲ御追箆置被成、藤右衛門其節在江戸御暇被下御国許へ罷下候ニ付而、内匠ヲ召連罷下候テ切腹可

申付候被仰付、藤右衛門ト内匠ヲ一同ニ被差下候、然ル処ニ藤右衛門申候ハ、若年ノモノ御成敗被成候コト、御立腹ハ御尤候ヘトモ、

隆景公ノ御手筋之者ト云若輩ノ者ノ事ナリ、我ニ被仰付候トテ切

腹等申付候所ニアラストテ、内匠ヲ落シテケリ、依之是ヲ幸ト存シ、齋藤孫左エ門・宍戸清兵衛様々ノ事ヲ讒シケレハ、右ノ御腹立ノ折節ナレハ藤右エ門不屈ノ由ニテ知行被召上、知行高五十石被遣、吉賀村ニ蟄居被仰付候テ、吉賀村ニ在居仕リ居候事、

一、慶長十九年、権現様大坂之城ヲ御責被成候由ニテ御出馬被成候ニ

付テ、秀元公ハ江戸ヨリ（毛利秀忠）長門守様ヲ御同道ニテ大坂へ御登リ被

成候、其聞へ有之ニ付テ、藤右エ門事、吉賀村ヨリ府中へ罷出候テ大坂へ罷登、秀元公御陣所へ参リテ御供可仕ト志シ府中へ罷出候

所ニ、其節定テ藤右エ門罷登候事可有之トテ、関府之船留ヲシテ乘

船無之付而、早速陸ヲ罷登芸州迄参ル、三戸太郎兵衛事、福島左衛（正則）

門大夫殿ニ浦奉行之役ニテ居タリ、太郎兵衛ハ藤右エ門ト従兄弟ニ

テ有之故、是へ参テ右ノ趣物語候処ニ、太郎兵衛逢対ニテ悦申候而、

則其身ノ手船ニテ大坂へ送リ上セケリ、此時太郎兵衛事、乗馬一疋

ヲ藤右衛門ニ乗候様ニ申候テ遣之、小判金百両是ハ遣金ニ致シ候様

ニト申テ藤右衛門へ渡候也、此時二家来国貞九左エ門・市川太左

右衛門大坂へ罷登、秀元公之御陣所へ参候得ハ、其段、秀元公被

聞召早速ニ御直ニ藤右エ門呼候へハ、御意ニテ右ノ御勘気誰人ノ申

上御断ト云事モナク、御前へ被召出候也、秀元公御前何ノ様子モナク、以前ニ不相替御意ニテ候事、自是又以前之通御家老被仰付相勤候也、

一、右ノ節、知行五百石被遣候也、此節ハ周防・長門両国所務、殊之外悪敷、尤能キ所ハ二三石取ノモノ千石二千石ノ所務モ取リ、亦千石取ノモノハ二三石ノ所務ヲモ得取不申様ニ有之、殊ノ外村有候御蔵入モ、毎年日損水損有之、損亡ノミニテ知行地高不宜候ノ故、

藤右衛門願申上候ハ、地高ヲ差上ケ可申、御蔵米ナラシ辻ヲ以五百

石ノ所務被下候様ニ、左候テ月々八木御渡被下候様ニト申上候へハ、

秀元公被聞召候テ、藤右エ門事ニテ候知行モ只今ヨリモ不被遣シテハ不相叶、藤右エ門ニテ候ヘトモ、近年不仕合ニテ少知ヲ被遣候

事候条、如何様トモ願之通被成可被遣候由、御意被成候、左候テ御

意被成候ハ、蔵米ヲ以取申度由候ヘトモ、侍ハ馬ヲ持不申テハ馬ヲ

持候ニ地方ナクテハ不勝手ナルモノニ候、五百石之内五十石ハ地方

ヲ可被遣ノ由、御意ニテ府中近所ニテ知行之宜敷所ヲ可被遣之由ニ

テ、御檢儀被仰付、形山村ニテ高五十石被遣候由被仰渡、残ル四百

五十石ノ儀ハ、藤右衛門願次第ニ可被仰付候由也、依之藤右エ門願

申上候趣ハ、四百五十石ノ所務ノ内、正月ヨリ十二月迄毎月米十石

宛御渡シ被成、尤閏月モ其通ニ御渡シ被下、十石ノ内一石ヲハ扶持

方ニ仕候事ニ候へハ、上米ヲ御渡シ可被下候、左候テ年中之御渡方

ヲ、都テ翌年春ニ成テ御領内御所務ナラシ被仰付上ニテ一年中請取候、米余リ有之候ハ、其分ヲ春御渡被下候様、若前年不熟ニテ、一年中請取候米之辻ヨリモナラシ辻内へ入減少仕候トモ、春ニ成差引無之其通ニテ相濟候様ニ被仰付被下候願申上候へハ、イカ様トモ藤右エ門事ニ候間、御救不被成候而不相叶モノニ候間、願之通ニ可被仰付候由ニテ其通ニ被仰付、於于今其通ニテ拝領申候事、

一、藤右衛門規為知行之事、最前被下置候ハ不相知候、

文祿二年二月廿五日之 秀元公御判物ニ於雲州飯石郡由來村ニ拾五貫束之所為重給被下候旨有之、御加増之儀如此ニ御判物ニ相見候へトモ、其先之本知不相知候言伝モ覚不申事、右ノ由來村ノ打渡兩通有之、一通ハ文祿三年十一月十八日伊秩安房守・(元忠)万歳彦右エ門・福原五郎兵衛三人之判本ニテ打渡有之、尤 秀元公ノ御袖判有之、此所務米十五石ト有之事、一通ハ天正廿年五月廿日伊秩安房守・福原五郎兵衛兩人ノ名ニテ是又御袖判同前ニ有之、此所務米廿石ト有之事、

慶長四年十月廿八日之御判物ニ四百石之地被下置候通有之、知行所之儀ハ御書付ニ無之、尤打渡モ無之事、

慶長七年十月十三日之御判物ニ於厚母村ニ三百石之地被下置候通有之事、

右之趣ニ候へハ、四百石被下候ハ慶長四年也、三百石被下候ハ慶長

七年也、三百石之御書出御加増トモ無之候、然ハ所々ニテ被遣候段、別紙ニ御判物有之哉ト存候事、年久敷殊ニ火事ニ逢候事有之候故、箇様之物モ焼失ニテ今有之物ハ焼失候、残りニテ候へハ、右之分ニ不明候事、

慶長十六年正月朔日ニ本名之事候条、三吉氏ニ改候様ニトノ御判物有之事、上里氏ヲ三吉氏ニ相成事此年ヨリ也、

一、藤右エ門事、生質穩和ニテ仁勇ナリ、是故ニ秀元公御領地之御仕置被仰付數十年相勤候、尤其内江府エモ御供仕リ相勤候也、 秀元公長府へ御打入之以後ハ、御仕置役之儀、藤右エ門功者之由ニテ年久敷被仰付相勤候事、尤其先長門一國御部屋住ニテ御領知被成候節ハ、浦々之儀ヲモ沙汰被仰付候、慶長七年九月廿七日之御判物御墨、長門大津郡安武郡豊西郡等之浦代官ト御書付有之ナリ、

一、藤右エ門、長府御仕置役被仰付候処ニ御代シ被成、井上故三郎兵衛後隱居法体シテ元後代リトシテ被仰付候而代リ候処ニ、三郎兵衛沙汰可ト号スルナリ 二テ御藏々ニ不殘封ヲ付候テ、藤右エ門へ不申届如此ニ仕候上ニテ、役人勘定可申付由申カケ候、藤右衛門存候ハ近年手堅ク申付、夫々役人之儀勘定別条有之間敷ト存候へトモ、数多之役人之手前イカ程ニ可有候哉役人不調法候テ、藤右エ門越度ニ仕ナシ候ハントノ仕形ナリ、申届モ不仕御藏々ニ封ヲ付候段、不謂事トモ不及是非候、然トモ唯今其段ヲ兎角ト申候へハ、勘定ニ不立候事有之故、事ヲ夫ニ

ヨセ候テ存分ヲ申様ニ有之、先々勘定申付候様ニ及沙汰候処ニ、其節ノ御用人福原安右エ門申候ハ、其段可御心安候、我等胸中ニ無別条候段寛有之由ニテ、御蔵々封ヲハ其俣置候、勘定ヲ為仕候之処ニ、一人モ不残諸役人遂勘定仕舞候也、此上ニテ御蔵ノ封ヲ明テ引合候所ニ少モ無違目候、依之御蔵ニ封ヲ付候趣何トモ不相濟、藤右エ門事、祥成ル仕形ノ趣ニテ諸人称美セシ也、秀元公へモ、藤右エ門私曲モ有之様ニ申上候故、右之通之仕形ニ仕候由ナリ、然トモ右之分ニテ藤右エ門一二ニ有之故、秀元公被聞召候処モ讒言ノ趣分明ニ成リテナリ、諸役人勘定無違目相濟、藤右衛門仕形無別条候、明白ニ露頭候上ハ最前ノ仕形トカメ申ニ不及候、是ヲ申立ル時ニハ、御為ニ不宜候由ニテ、藤右エ門トカフノ事ヲ不申候由ナリ、如此之仕形故ニ、三郎兵衛事御代シ被成、相杜下総守元周二御仕置役被仰付候テ、三郎兵衛ニ代リ候時分、西村氏・熊野氏等之者トモ私曲之儀有之由ニテ御檢儀被仰付候、尤三郎兵衛勤方不宜候由ニテ御代シ被成候付而、下総守最前仕形不謂事之由存候故、三郎兵衛代リ口ノ儀、殊外ニ檢儀モツヨク、秀元公思召モ不宜候、追付隠居願申上、嫡子左介(可道)後三三郎兵衛ト云是へ家督ヲ讓テ隠居也、元可事、関ヶ原御陣ノ時ニ、秀元公ト勢イノ程同シ様成トテ半三郎ト申セシ時、御具足ヲ着セ替候儀モ有之付而、此段ヲ於江戸伊秩采女正申上テ、隠居料二百五十石被遣候、左候法体元可ニ相成候也、

一、藤右エ門ハ小笠原上総介入道玄心ノ弟子ニテ、故実之儀ヲ能習テ居候、

尤秀元公御年若之時ヨリ付添奉リテ、茶湯数寄ノ方ヲモヨク相極メ、和歌ヲモ心ニカケ、尤武術之儀ヲモ鍛鍊仕タリ、且又乱舞ハ牛尾玄笛ニ会シテ、秘事共ヲ伝ヘテケリ、秀元公式正之飾之儀御失念ノ儀有之所、度々藤右エ門被召出御尋被成候事共、藤右エ門日記ニ有之事、其外故実ノ料理ノ儀ヲモ伝受シテ、秀元公御在江戸ニテ被成御座候節、クリカラ焼ノ料理ヲ御所望ノ御方有之シニ、此料理ノ仕様存知ノ者無之、態ト御膳夫ヲ一人長府へ被差下、藤右エ門ニ御尋ニテ右ノ御膳夫ニ伝受シテ差登セ、右御料理被仰付御所望之趣相調タリシナリ、刑部少輔元知公御懇意ニテ、和歌被遊候節ハ折々御席ニ被召呼、御相手ニ被成御詠歌共御自筆ニテ御書被遣候事共毎々有之事、

一、光広公(毛利)一入御懇意被成御意候事、肥前国有馬原一揆有之、秀元公御内意之上意有之江戸ヨリ長府エ門下向ノ節、藤右衛門事江府ニ被残置候而、江戸之御留守居可仕候由被仰付候処ニ、藤右エ門申上候ハ、余之儀ニ御座候ハ、何遍可奉畏候、然共此度ノ儀ハ、嶋原へ之儀御内意之上意御座候而、御国許御下向被成候事ニ候へハ、此度之御留守ニ罷居候事如何様之御勘気ヲ蒙リ、又ハ切腹ヲ被仰付候共不罷成候、兎角御供被仰付被下候様ニト頻リニ申上、御請不仕候処

二、秀元公被聞召候而申処、尤ニ思召候、此度御下リ被成候儀、

御内意之 上意ニテ御暇被下候段、別而御面目ニ思召候、御下リノ

上嶋嶋原へ御出陣被成候様ニ候ハ、御願被仰上 (毛利光広) 和泉守様ヲ御同

道被成御出可被成候、左様候へハ 和泉守様エ老功之者御付不被成

候へハ、不相成候外ニ御付可被成老功之者思召寄無之候間、追付 光

広公御供仕リ罷越候様ニト被思召候間、残り居候様ニ被仰渡御直ニ

段々被仰聞候ニ付而、藤右エ門申上候ハ、 和泉守様御出被成候間、

其節御供仕リ罷越候様ニトノ御意ニ候へハ、各別ノ儀其間ノ遅速ヲ

兎角可申上所ニテ無御座奉畏候由ニテ、江戸ニ罷居相勤候也、然処

ニ、嶋原之儀松平伊豆守様御下知ニテ落城候故、 秀元公有馬原へ

御出陣ハ無之事、

一、藤右衛門事ハ、惣御家老之内ニテモ各別ニ被仰付候儀ノミ有之候、

御書ナトモ御文言替リニテ被成下候、 秀元公御代ヨリ 光広公

(毛利) 綱元公御代迄モ其趣ナリ、御書モ数十通有之候、其上記録所之御書

之控ニ有之事、

一、藤右衛門事ハ、 秀元公御幼少之時分ヨリ不離附添候而御奉公相勤

候故、 秀元公御一生之儀ヲ委曲存知候也、依之 秀元公ヨリ御意

ニテ御一生之儀ヲ記録仕可差上候由ニ付而、藤右エ門若年ヨリ日記

ニ付置記録ニ仕リ置候ヲ以、全部六冊ニ書調候テ差上候、是ヲ秀元

記共江家聞見録トモ号スルナリ、 秀元公之御伝記ナル故ニ是ヲ御

伝記ト称スルナリ、具成ル事ハ右ノ六冊ノ書ニ見ヘタリ、

一、規為事、田代左京亮入道助心ト縁者タル故ニ常ニ心易ク有之、規為

存寄候者、軍陣ニテ医術ナキ時ハ多人數召具シテ医師モイソカハシ

キ時分ハ、病人ヲ見セ療治ヲ加フル事成難シ、籠城ナトニテモ毎事

難堪事ノミ有之候トテ、助心ニ随テ三喜流ノ医術ヲ習熟ス、助心ハ

田代三喜ノ一家ニテ、三喜ノ弟子ト成テ是ヲ習得タルモノ也、文禄

年中高麗征伐ノ時、秀吉公ヨリハ故道ニテ被遣 輝元公ヨリハ田代

助心牢人ニテ在リシニ依テ、是ヲ御雇ヒ候テ高麗へ被遣候、於高麗

国ニ助心医術ノ妙ヲ顯ハシ候事ヲ 秀元公能御覽被成候而、医ハ三

喜流ナラテハト思召込候故、助心事高麗ヨリ帰候上ニテ、 秀元公

御意ニハ、助心事武勇勝タルモノニテ信長公以来武譽ノモノ也、殊

ニ医術ノ上手ナレハ可被召抱由ニテ助心ヲ被召抱候也、此故ニ 秀

元公助心ヲ御離シ不被成、何方へモ被召連候而、御傍近ク被召仕候、

是武ト医トヲ御用ヒ被成而ノ思召也、其後助心病死シテ後、三喜流

ノ医術ヲ大切ニ思召候へトモ助心果テ御事欠候也、藤右エ門事助心

弟子ニテ習熟ノ段被聞召、医事ハ不被仰候テ兎角常ニ何方へモ御供

被仰付、毎年江戸へモ被召連候ニ付而、度々參候儀ヲ御断申上候へ

ハ尤ニ思召候、休息被仰付度思召候へ共、兼々存知ノ通助心薬ヲ被

召上三喜流ノ医薬御相応ニ被思召候也、近年藤右エ門調薬ヲ被召上

候へハ、御相応被成候、此段御養生ニ御事力、レ候所如何可被成哉

ト御意被成候、其時藤右エ門申上候ハ、武久与三右エ門事、私御当

地工御供仕リ罷越候時分落着ノ日ヨリ与三右エ門宿所ヲ貸テ居候、

此因ニ付テ常常懇意ニ仕、与三右エ門心懸テ三喜流ノ医術ヲ私ニ習

得罷在候、与三右エ門事隙ニテ罷居候モノニ御座候、御雇被成江戸

へ可被召連候哉ト申上候へハ、秀元公被聞召幸之儀也、与三右エ

門ヲ御雇ニテ可被召連候由ニテ、武久与三右エ門ヲ江戸へ被召連候

也、此与三右エ門事奉公人ヨク候故、御意ニ入ニテ御近習ニ相勤江

府ニ長詰被仰付罷居候也、与三右エ門家ハ、一二両社御齋ノ神事之

節ノ勅使役ノ家ニテ可被召仕ト有之儀難被為成候故、御雇ト有之

ニテ右之通ニ被召連候也、藤右エ門事ハ、右之通与三右エ門被召連

候故、弥御断申上候テ常御供ノ儀ヲ御免被成暫休息仕候也、藤右エ

門事常御供ニ被召連候事、何ト常御供被仰付御葉被召上候儀ハ、御

供仕候ニ付テ被召上候趣ニ被成候へトモ、其趣ヲ見及候故、右之通

ニ申上候、与三右エ門ヲ被召連候様ニ仕、休息仕候也、

一、藤右衛門規為妻ハ豊後ノ大友義鎮入道宗麟ノ弟二門司新九郎親家入

道道孝ノ女ナリ、此道孝ノ子孫ハ、当時肥後国守細川越中守様御家

頼ニ松野龜右エ門トテ御奉公勤居候ナリ、

一、藤右エ門男子女子共ニ無之、依之弟伊秩采女正元処ノ次男ヲ養子ト

ス、是則チ五郎兵衛元忠ナリ、

一、藤右エ門事後年 光広公御逝去ノ時ニ剃髮シテ及斎幻也ト号ス、剃

髮シテモ隠居ニテハ無之、入道ニテ御奉公申候也、

一、藤右衛門事老極迄右之通ニテ相勤候而、行年九十六歳ニテ長門府中

ニテ病死スルナリ、九十歳迄老耄之儀少シモ無之候ナリ、寛文元

辛丑年閏八月十一日死去ス、府中金山功山寺ニ葬之、墓所蘭奢台ノ

上ノ山ニ有之、法名直心院殿前右金吾正甫宗普大居士ト号スルナリ、

天正十九八月朔日名改御判物、同廿五月廿日雲州飯石郡由来領地

御打渡御書、文禄二二月廿五日同御書、同年六月八日御一字拝領

御判物、同三十一月十八日雲州飯石郡由来村領地打渡奉書秀元公

御袖判、慶長四九月廿七日輝元公浦代官所、同年二月十五日秀元

公同^{マコ}年十月二日組之御書出、同年十月廿八日四百石之地被下

御書、同七十二月十三日西豊浦厚母郷三百石被下御書同十四五月

十三日組之御書附、同八月十日、同十六正月朔日三吉改御書、

一、五郎兵衛尉元忠、是藤右エ門入道及齋養子家督ナリ、元忠実ハ伊秩

采女正元処次男也、童名今平ト号、其後内蔵丞ニ改メ、又帯刀ト改

ム、以後五郎兵衛ト号ス、

一、五郎兵衛事、采女子タリトイヘトモ及斎甥ナル故ニ、是ヲ養テ子ト

スルナリ、

一、元忠若年ノ時分 秀元公ヨリ内蔵丞ニ被成下、元之御字ヲ被下内

蔵丞元忠ニ相成候、其後又帯刀ニ被成下候也、

一、元忠事、部屋住ニテ知行二百石被遣之、御番頭役被仰付候、番頭ト

云役ハ元来ハ無之候也、細川宮内元薰^(元重)・梶杜下総元周・伊秩采女正

元処・毛利大学^(元規)・村上久左エ門此五人ヲ、侍ヲ御預ケ被成五組ニシ

テ侍頭ト申候ナリ、夫ヨリ先ハ御出陣ノ時分夫々組ヲ御預ケ被成候

而相勤候也、其後ニ右之五組ニ被仰付候、其後於江府、桂藤兵衛元

重ヲ被仰付相勤候、藤兵衛江戸ヨリ被差下候節、毛利掃部元嘉

後ニ民部ト号ス相勤、元嘉江戸ヨリ被差下候時、田代左京元信ニ被仰付候

也、其以後五郎兵衛元忠ト桂三郎左衛門元伸^(元辰)ト改ムニ部屋住

ニテ知行二百石宛被遣之相勤候、西孫兵衛ハ家督ニテ相勤候ナリ、

其後ニ毛利權之助^(元直)ト改ム、是モ家督ニテ相勤、伊秩二郎兵衛

後、依右エ門^(可通)・井上佐助^(可通)ト改ム、村上三郎右衛門^(元辰)ト号ス、井

上半兵衛^(元辰)ト号ス、右之者共ニ被仰付候ナリ、其後ハ段々三百石程

取候者ノ家柄ヲ以被仰付候テ、御家老之家督之者ハ不相勤候ナリ、

一、五郎兵衛事、右之通部屋住ニテ御番頭相勤候之処、其後 和泉守様

エ五郎兵衛元忠ト桂三郎左エ門元伸ト兩人ヲ御部屋へ御付被成候而、

兩人ハ部屋住ニテ御家老相勤候ナリ、

一、五郎兵衛事、其後御加増被下七百石被遣御奉公仕候、尤部屋住ニテ

候ナリ、

一、五郎兵衛エ 秀元公ヨリ縁組被仰付候ハ、西吉左衛門女ヲ縁組候様

ニ 秀元公ヨリ御差図ニテ被仰付候、五郎兵衛存寄有之故、達而御

断申上候ヘトモ、御承引不被成被仰付候也、然所ニ右之吉左エ門娘、

婚禮不相調内ニ病氣ニ相成婚禮相調候事不相成候而婚禮止ミナリ
候事、此娘後年西八兵衛姪ナル故ニ八兵衛方ニカ、リ居候ナリ、後
年迄モ病氣不得快氣候也、^(元朝)

一、五郎兵衛事、七百石被下相勤候処ニ伊秩監物元倫果候而、男子無之

家統断切候処、從 秀元公五郎兵衛へ被仰付候ハ、監物家統可仕者

無之候、五郎兵衛儀伊秩家統ニ可被仰付候、依之兄監物妻ヲ五郎兵

衛縁組被仰付候、二千石之知行并ニ監物屋敷可被下之由被仰渡候処

ニ、其節之被仰渡之趣、監物妻ヲ縁組被仰付候故、知行二千石ヲ被

下候様ニ相聞候被仰渡ニテ候故、五郎兵衛儀、監物果候而伊秩之家

統ニ被仰付候ハ、妻ニ付而被下候様ニハ被仰渡間敷候、妻ニ付テ

被下候様ニテハ本望ニ無之由ニテ御請不申上候也、知行ヲ御請不申

上候時ハ、屋敷モ縁組モ御請仕間敷候由申候処ニ、養父藤右エ門申

ハ、知行之儀ハ其身存寄モ有之候ハ、如何様共可仕候、 主君ヨリ

被仰付候儀三ツヲ三ツナカラ御請不仕候段ハ却而無礼タルヘク候由

ニテ、屋敷拝領ト縁組之儀ハ御請仕候様ニト申付而、知行二千石之

儀ハ御請不申上、縁組ト屋敷之儀ハ御請申上候、依之采女以来監物

居申候壇具川ノ脇ノ屋敷致拝領候而移申候、諸縁組ノ儀右之分之処

ニ、監物妻ハ梶杜下総元周女ナリ、下総申候趣ハ女義モ最早縁付仕

間敷之由申候、一人之女子之儀候ヘハ、此上ハ安樂ニ置申度心遣之

儀ノカレ候様ニ仕度候由、縁組之儀御断申上度候由申上候処ニ、和

泉守様被聞召候テ、此女ノ事ハ我等母子エクレ候様ニ是非ニ御モライ被成候由ニテ、光広公之御母公、後ニハ正福院様ト申候、是ト

光広公達而御モライ被成候故、下総辞退不得申上御請仕リ候ニ付テ、光広公御母子様御ヲヤ分ニ被為成婚禮道具等モ被仰付被遣候、

五郎兵衛へ婚禮御調サセ被成候、左候テ三ツ目ニ五郎兵衛宅へ被成御下候、其節 光広公御祝被成御土産ト御意被成候而、知行三百石

御加増被下候、依之五郎兵衛知行都合千石ニ相成候也、尤藤右衛門事ハ五百石ニテ勤居候ナリ、

一、後年養父藤右衛門入道及齋相果候上ニテ、及齋知行五百石ト持懸千石ヲ添家督被仰付候而、五郎兵衛知行都合千五百石ナリ、

一、光広公思召ニハ、五郎兵衛ニ監物家統被仰付二千石之知行被遣候処ニ趣有之、御請不仕候段淵底御聞届被成候而、御残念ニ思召候由、

常ニ御内々ニテ御意共有之由ナリ、依之五郎兵衛事右之知行程被遣度思召テ、度々御加増モ右之被遣候由、内々ニテハ御意共有之候由

ナリ、

一、家之紋ノ事、藤右エ門規為ハ鍬形ヲ付来候、是上里氏代々附来候紋也、然処輪ヌケノ紋ハ伊秩家ノ紋ナリ、伊秩氏ハ村上源氏近江国ノ

佐々木氏ナリ、佐々木出雲ノ五郎 元祖ニテ雲州尼子氏支流ナリ、尼子倫久ノ子孫ナリ、伊秩庄ニ居城スル故ニ伊秩ヲ以テ称号トス、

伊秩美作守十七歳ニテ初陳ニ出テ場中ニテ高名ス、能武者ノ頸ヲ二

ツ取テ来リ、板ノ上ニ並ヘテ置ケルニ、其頸ノ置タル跡ニツ並ヒノ輪ノ如ク有之シナリ、右ノ首ニツ取り来リケル高名ヲ尼子晴久殊ノ

外ニ称美シテ大ニ悦ヒテ吉例ナレハ、家ノ紋ニ用ヒ候様ニト被申ケリ、元来佐々木氏ノ紋ニ輪違ノ紋ヲモ付ケ来リケルニ、依之右之輪

違ヲ吉例ニ任セテ輪ヲ二ツナラヘテ付ケテ、伊秩氏ノ家ノ紋ニ用ヒ来リケリ、然処ニ伊秩安房守元忠、右ノ並輪ノ紋ヲ着物ニ付ケテ居

ケルヲ 秀元公御覽被成、家ノ紋トハ云ナカラ眼玉ノヌケタル様ニテ見苦シク候條、御紋ヲ可被下候由ニテ一文字ニ三ツ星ノ御紋ヲ安

房守ニ被下候ナリ、其時安房守申上ケルハ、忝キ御意ニ御座候、然共一文字ニ三ツ星ノ御紋ハ大江姓御代々ノ御紋ニテ、毛利家ノ御紋

ノ内ニテモ殊ニ大切ナル御紋ニテ候ヘハ、拝領仕候儀遠慮ニ奉存候條、其内ニテ星ヲ一ツ拝受仕度之旨申上ケレハ、其段ハ安房守心次

第タルヘシトテ、一文字ニ三星ノ内星ヲ尅ツ被下候ナリ、依之右之星一ツヲ付ケケル所ニ白ク付ケ候ヘハ、世上ニ用ヒ候黒餅ノ紋ニ同

シケレハ、安房守陰ノ星ニ付ケケレハ、輪ノフチニシテ輪ノ紋ニナリケリ、以前ハ輪ヲウスタシテ陰ノ星ニ見ヘケルヲ、紋ノ恰好輪ウ

スタシテ見所不宜候故、輪ノフチヲアツクスル故ニ、當時付ケ候紋輪ヌケニ成リテ見ユルナリ、尤伊秩家ノ紋ニハ佐々木氏タルニ依テ

四ツ目結ヲ付ルナリ、佐々木氏嫡家ハ四ツ目結ヲ直ニ付ケ、末流ハ角違テ付ル故ニ、佐々木氏ノ内京極ノ本家ノ外ハ直ニ付ル事不相成

候へ共、伊秩氏ハ故アリテ四ツ目結ヲ直ニ付ル也、是ヲ家ノ規模トスル也、偕輪ノ紋ノ事、監物元倫マテ付ケ来リ候処ニ、監物果候而伊秩家統無之処ニ、実弟タルニ依テ五郎兵衛元忠ヲ監物家統ニ被仰付候処、五郎兵衛存知寄有之テ御請不申上候、其後伊秩ノ嫡家ハ断絶ニ及候付而、監物弟伊秩二郎兵衛元直初メ外記ト云、後依右エ門ト号ス同勘右衛門元宣等伊秩氏ヲ称スルトイヘトモ、輪ノ紋ハ本家ニ拝領ニテ付来リケレハ遠慮シテ付サル也、是故ニ勘右エ門ハ四ツ目結ヲ付ケ、又依右エ門ハ輪ノ内ニ文ノ字ヲ付ル、文ノ字ハ輪ノ紋ト云心ニテ文ノ字ノ古文字ヲ輪ノ内ニ付ルナリ、右ノ通伊秩ノ本家ヲ相統候様ニ被仰付候趣有之ニ付而、知行ハ御請ハ不申上候へ共、紋ノ儀輪ノ紋ハ兄弟中ニテ五郎兵衛計付候事、安房守拝領之紋ヲ伝候為ニ如此ナリ、残ル兄弟中右之通ニ付而、五郎兵衛ヲ伊秩ノ本家ノ格ニ仕立候ナリ、右ノ故ニ五郎兵衛以来輪ノ紋ヲ付ルナリ、

一、五郎兵衛部屋住ニテ七百石ニ相成候事ハ、最初部屋住ニテ五郎兵衛ト桂三郎左衛門元伸ト兩人へ二百石宛知行被遣候而番頭相勤候、其後三郎左衛門後、勘左エ門元辰ト号ス・五郎兵衛兩人へ御加増被下候而、三郎左エ門ハ五百石、五郎兵衛ハ七百石ニ被成下候也、

一、五郎兵衛事、年若之時分ヨリ右ニ記候様ニ部屋住ニテ番頭被仰付、其後御家老役ニテ毛利光臣雲光院様御部屋住ニ御附ケ被成、五郎兵衛・桂勘左衛門兩人相勤候也、雲光院様御入部之時分御供仕、御参勤之

節御供ニテ江戸へ罷登候之処ニ雲光院様御逝去被遊、田代八郎兵衛ト江戸ヲ相勤候、其後二八郎兵衛江戸ニ罷居候而、五郎兵衛儀ハ長府へ罷下候、梶杜下総長府之当職役相勤候処二年寄ニテ果候ニ付而、八郎兵衛事下総代リトシテ長府当職役被仰付被差下候ニ付而、八郎兵衛代リ江戸ヲ相勤候、在江戸其前ヨリ仕候而直様勤候也、此時二七年江戸ヲ相勤候、然処二八郎兵衛事病氣ニテ相果候故、五郎兵衛事ヲ八郎兵衛跡役当職被仰付、江戸ヨリ被差下相勤候、江戸ハ桂勘左衛門ニ被仰付候、是モ其前ヨリ在江戸ニテ直様勤候也、五郎兵衛御断申上候而長府御役代リ、又江戸へ被召寄罷登リ勘左衛門ニ代リ、勘左エ門事ハ五郎兵衛ニ代リ長府当職役被仰付罷下候也、夫ヨリ五郎兵衛在江戸七年又相勤候也、前後江戸永詰七年宛相勤候、是綱元公御幼少之節ナリ、其後御断申上候而、長府エ罷下候而休息仕居候、延宝元壬丑年九月十三日、五十三歳ニテ於長府病死候也、法名自覚院殿黙心性通大居士、

一、五郎兵衛最前男子一人有之、今平ト申候、延宝元壬丑年三月廿二日二十二歳ニテ疱瘡煩果候也、是故ニ家統無之ニ付而、桂勘左衛門嫡子藤槌ト申候、是則内蔵元行也、是ヲ病中養子ニ願申上置候而果候ナリ、則忌中ニ細川宮内広吉其後広通宅へ、梶杜主殿広忠兩人列座ニテ勘左エ門・伊秩依右衛門、尤藤槌三人御用之由ニテ呼ニ参テ罷越候へハ、宮内申渡候ハ、五郎兵衛病中願置候通勘左衛門嫡子藤槌ヲ養

子ニ被仰付、五郎兵衛跡式無相違被下候段申渡候也、是ヨリ内蔵事
家督ヲ取申候事、

付記

本稿執筆にあたり、元山口県文書館地方調査員の伊秩秀紀氏から様々なご教示を
いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

下関市立歴史博物館
研究紀要 第三号

発行年月日 令和六年三月三十一日

編集・発行 下関市立歴史博物館

山口県下関市長府川端二丁目二番二七号
電話 (〇八三) 二四一―一〇八〇